

6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6

始



講師 赤堀又次郎 講述

有職故實



東京専門學校出版部藏版

有職故實

目次

一、有職故實といふ語の意味	(一)
二、公家故實 武家故實	(四)
三、時代の區別	(五)
四、有職故實の根本	(六)
五、皇位の尊稱	(六)
六、皇位の繼承の次第	(七)
七、皇位繼承の儀式	(八)
八、大嘗會	(九)
九、三種神器	(一三)
十、年號	(一四)
十一、詔勅 宣命 宣旨	(一五)

十二、律令格式附儀式

(一九)

十三、年中行事

(二五)

四方拜 御薬を供す 朝賀 小朝拜 元日節會
朝觀行幸 二宮大饗 臨時客 叙位 七日節會
女叙位 女王祿 視告朔 縣召除目 御粥
御葬 踏歌節會 射禮 賭弓 内宴 卯枕

若菜 子日遊 外記政治 列見 位祿定 曲水宴
更衣 孟夏旬 擬階奏 駒奉 菖蒲を獻ず
五日節會 馬場の騎射 賑給 施米 乞巧奠

相撲 定考 駒奉 不堪佃田奏 重陽宴
射場始 五節帳臺の試御前の試 豊明節會 臨時の公事

十四、位階

(四五)

十五、四十八階

(四六)

十六、敕授、奏授、判授

(四八)

十七、大夫

(四八)

十八、上古の職官

(四九)

十九、五伴緒神

(五〇)

二十、臣連

(五一)

廿一、伴造

(五二)

廿二、中部

(五三)

廿三、國造

(五四)

廿四、中古の職官

(五五)

廿五、八省百官

(五六)

廿六、大寶の官制

(五七)

廿七、令内、令外

(五八)

廿八、官省、臺、職、坊、寮、司、監、署、府、使

(五九)

廿九、長官、次官、判官、主典、雜任、雜色

(五六)

三十、被管、被攝

(五七)

卅一、官位相當

(五六)

卅二、兼行、守

(六〇)

- 卅三、敕任、奏任、判任、判補 (六〇)
 卅四、京官、外官 (六一)
 卅五、武官、文官 (六二)
 卅六、權官、員外官 (六二)
 卅七、長上官、番上官 (六二)
 卅八、職事官、散官 (六二)
 卅九、唐名 (六二)
 四十、遙任 (六三)
 四十一、神祇官 (六三)
 四十二、攝關 (六四)
 四十三、太政官 (六六)
 四十四、三公 (六八)
 四十五、大納言、中納言、參議 (六九)
 四十六、少納言、外記 (六九)

- 四十七、辨官、八史 (七〇)
 四十八、中務省 (七〇)
 四十九、侍從 (七一)
 五十、內舍人 (七一)
 五十一、內記 (七一)
 五十二、監物、主鈴、典鑰 (七一)
 五十三、中官職 (七一)
 五十四、大舍人寮 (七一)
 五十五、圖書寮 (七一)
 五十六、內藏寮 (七一)
 五十七、縫殿寮 (七一)
 五十八、陰陽寮 (七一)
 五十九、內匠寮 (七一)
 六十、式部省 (七一)

六十一、大學寮	(七五)
六十二、散位寮	(七六)
六十三、治部省	(七六)
六十四、雅樂寮	(七七)
六十五、玄蕃寮	(七八)
六十六、諸寮司	(七八)
六十七、民部省	(七八)
六十八、主計寮、主稅寮	(七八)
六十九、兵部省	(七九)
七十、刑部省	(七九)
七十一、大藏省	(八〇)
七十二、宮內省	(八〇)
七十三、大膳職	(八一)
七十四、木工寮	(八一)
七十五、大炊寮	(八二)
七十六、主殿寮	(八一)
七十七、典藥寮	(八二)
七十八、內膳司	(八二)

有職故實

赤堀又次郎講述

(二) 有職故實といふ語の意味

有職といひ、故實といふ語、今は常に用ゐず、しかも其意味廣くして、其解しかたによりて大なる相違を生ず、されば、まづこの詞の意味よりたしかめて、次に本文に入るべし。

有職故實と連續してかきたれども、とより二語にして其意味同じからず、有職といふ語を、物集博士の日本大辭林に解していはく。

いうそく、有職、みちくのとにあきらかなるひと、空穂吹上、(父こそ下人なれ子はいうそくにて、いとこゝろにくかりしものぞ)、源櫛(ときのいうそくと天の下をなびかしたまへるさまことなければ

これにては人のうへにのみ用ゐる如くなれど、有職小説、有識問答などいふ書も

ありて、事がらの方にも用ゐる詞なり。されば、落合氏のことばの泉には「いうそく有職」、(二)職の字もとは識なりしを読み方も書き方も共に誤りたるなり。
詳しく事物に行き渡れる人、ものしり、學者、古語、(二)故實を明かに知ること、古の禮式習慣を明かに知ること、古語、(三)いうそくかの略、古語、源まことに天下にならぶ人なきいうそくにこそ物せらるめれ。

と意味を三條にわかつて解きたるぞや、くわしき、但し「明かに知ることならずも、只故實、又は古の禮式、習慣のとを即ち、有職といふ場合もあるにやどおもはる前にあげたる書名などに用ゐたる例これなり。

故實といふ語は、日本大辭林には。

こじつ。故實、てほんとすべきむかしのあと。

ことはのいづみには。

こじつ。故實、故事の實なるもの、古例の儀式作法等

「故事の實なるもの」といふと、意味や、明かならず、古例の儀式作法等とあるにてまづは可なるべきか、てほんとすべきむかしのあとといふ解は廣きにすぎて亦明か

ならず。

群書一覽の卷二に有職類といふありて、其中に、^{ヨウノキ}令義解類聚三代格、延喜式、内裏式、裁判至要抄、政事要略、禁祕抄、十七條憲法^{チヤッエイ}式目、制度通、後西院御即位記、有職小説、故實祕要抄、職原抄、雅亮裝束抄、三條裝束抄等を收めたり、これによれば、大は國家を治むる法律制度より小は冠服の様式までをもあせて有職といへるなり。これぞ、普通に有職といふ語の意味にして、只ひろく、てほんとすべきむかしのあとといふにはあらざるなり。田に稻をうゑ畑に麥をうゑ文字を右より左にかくことなど古よりの例にはあれど、それを故實とも、有職ともいはず、紫宸殿の南庭に櫻と橘とを植志、清涼殿の東庭に漢竹吳竹をうゑ、懷紙に九十九三と字をくばることあり。歌をかくに三の句と五の句にて墨をつぐといふ類は故實なり。賤山がつが法事に坐席をあらそひ、或地方にては冬は日かけの方に道をさけ、夏は日なたの方に道をさくる類、其地方、其家の風俗といふべく、故實とはいはず、勳一等の人の正三位の下從三位の上に列するは令制の故實にして、地頭の行列にあひて百姓の下坐するは武家の故實とやいふべからん。

(二) 公家故實 武家故實

故實といひ、有職といふなどは、朝廷より起りたるとながら、武人權柄をとりてより武家にも一種の故實を生じて、武家公家とわかつて稱ふるとあり、律令格式の書を究め、束帶衣冠の制を明らめ、節會の作法を習ふなどは、公家故實にして、貞永式目、建武式目などを講じ、甲冑弓箭の製を考へなどするは、武家故實とす。

公家故實のあるところは、九重奥ふかきあたりにのみ傳へられて、かつて世間にあらはれしとなれば、あながち、我等の知るべきものにあらず、其他のとも攝家其他の家には傳はれりとぞ、其家の門に入りて學ぶものを某家の門流といひ、又家禮ともいふ(禮を吳音にライと読み、學ぶところのとがらをも、學ぶ人をもケライといひたりとぞ、近頃は家來と書きて、意味もことなりたり)。

武家の故實も、將軍家等に行ひしと、小笠原、伊勢、吉良等の家に傳へしころ、廣大多端にして、我等淺學寡聞のものゝ知るべきとにあらず、こゝには其概略をしるすのみ冀くは他日、諸氏の研究の楷梯たらんとぞ。

(三) 時代の區別

有職故實を講ずるにあたり、其時代の區別を、まづ示しあくべき必用あり、時代によりて甚しき變遷あるか故なり。

(イ) 固有制度の時代 太古より大化革新の時までにして、專我國固有の制度にして、外國の感化の少きときとす。

(ロ) 律令制度の時代 大化革新の後、明治維新まで、支那の律令の制によりて固有制度の修飾をなしたるときなり、其間又變遷ありて、

(一) 太寶令制定以前

(四) 南北朝時代

(二) 太寶令制定以後

(五) 足利時代

(三) 鎌倉時代

(六) 德川時代 多少相違あり。

(ハ) 憲法制度の時代 歐米の制度によりて、更に改革したるときなり。

其内、(一)憲法制定以前

の二つに分つべきか。

こゝに講義をなすは、(イ)(ロ)の二時代のみにして、(ハ)の時代には及ばず。

(四) 有職故實の根本

有職故實といふことは、前に述べたるが如く、其廣大なる意味を有するを、近頃や
やもすれば、其一小部分なる瑣末のとのみを、有職なり、故實なりと心得たる人もある
かなれど、よく其根本を正し、其系統をたづねて講究せざれば、其瑣末のとも、何故
にさるとを故實とするかといふ理由を會得するによしなかるべし。

謹て國史を按するに、天祖の天孫を瑞穂國の主と定めたまひし神勅こそ實に有
職故實の根本といふべきなれ。この神勅によりて國軸定まり、大義明かに名分嚴に
して動くとなし、之によりて氏族の制も起りたり、之によりて律令をも定められたり
之によりて憲法をも制められたり、又その律令より束帶衣冠のこと出でたるな
り、その律令より將軍、家人の號もいでたるなり、かくのみいひては異様に感する人
もあるべし、つぎくに講ずるところによりてかの瑣末のとも其根本はこゝにい
づることを知るべきなり。

(五) 皇位の尊稱

天祖の神勅によりて建國の基定り、天祖の子孫世々皇位に臨み給ふ皇位のとを、
古語に「天日嗣の高御座」又「天日嗣之位」ともいふ。位に即き給へるを「天皇」と尊稱す。今
の制には、詔書には「天皇」神祇に告ぐるには「天子」外國に對しては「皇帝」上表には「陛下」、
服御には「乘輿」(乘輿の御書、乘輿の御馬など)行幸には「車駕」と申すよしみゆ、又「一人」至
尊、「御」(宸儀)「主上」、「上」、「今上」、「當今」、「當代」、「みかど」、「禁裏」、「御所」、「内裏」、「むほやけ」、「公家」などの語に
よりて申すとあり。古代には「皇御孫命」、「天神御子」、「日之皇子」、「現人神」、「明御神」など申
し、とあり、歌には「おほきみ」とよむと多し、或は「万乘の主」、「一天の主」など支那の故事
によりて申し、もしくは「十善の主」、「十善の君」など佛教の語によりて申し、ものみゆ。
君臣の分定まれるが故に皇家には姓を稱へ給ふとなし又詔書、歌の短冊などに
御も名を書き給ふとなし内々の消息等には然らぬもありとぞ。

(六) 皇位の繼承の次第

皇位を繼承し給ふは男統の直系によりて嫡々相承ふ給ふを例とせり、然れども
或は兄弟相譲り、叔姪相繼ぎ、もしくは諸王にて登り給ひしとなどあり、これらのと、

普通の國史にもみえ、又皇位繼承篇に詳かなりつきてみると見るべし。

皇位を繼ぎ給ふべき皇子を尊稱して「皇太子」と申し、父皇崩御ののち、位に即き給ふを例とす。繼体天皇の、安閑天皇に譲り給ひしより「譲位」といふと起れり、前帝につきていへば譲位、新帝につきては「受禪」といふ事は一にして主とする方の異なるによりて詞をわかち譲位といひ受禪といふなり。先帝の崩後、或は前帝の禪を受けて皇位に登り給ふを「踐祚」といひ又「即位」といふ但しもと踐祚と即位とは同意に用ゐたれど中古より、二語の意味をことにするに至れり。桓武天皇天應元年四月三日受禪同十五日即位の式を行はる。足利時代などには踐祚の後二十年を経て、即位の禮の行はれたるとあり、これらは非常の例といふべきか。

(七) 皇位繼承の儀式

皇位繼承の儀式、上古のとは詳ならぬにや中世、踐祚は紫宸殿にて行はれ、三種の神器をうけ傳へ給ふ。即位は太極殿にて行はれ、百官万民に皇位に登り給ふとを宣布し給ふ、これ踐祚と即位と意味のことなれるなり。

即位の式には、太極殿に、^{タカミツラ}高御坐とて御座を中心南面に設け、庭上に爐二つをあき、銅鳥の幢、日像、月像の幢、朱雀、青龍、白虎、玄武の旗等をたて、文武百官庭上に列立す。主上出御ありて、高御座につき給ひてのち、褰帳の女王左右よりすゝみて高御座の南のかたの幌をかゝげ、女孺羈を伏すれば、震儀はじめて見えさせ給ふ。群臣面伏す。主殿、圖書寮の官人すゝみて火爐に香を焼き、宣命使すゝみて詔を読みて群臣に聞かしむ。群臣再拜舞踏す。武官旗をふりて万歳を稱す。侍從式の畢りたるとを奏し、女孺羈をたて、女王帳をたる。そののち還御、群臣退出す。これをその大略とす。太極殿無きときは、太政官の廳、或は紫宸殿にて行はる。近世はすべて紫宸殿なり。即位の式には禮服とて、支那風の冠服を用ゐらるゝとなり。その乗輿の御服を世に袞龍の御衣といふ。

(八) 大嘗會

（ダイジヤウエ）
（オホンベ）
（オホニヘマツリ）

これも、即位の始に行はせ給ふ大禮なり。天祖の神勅によりて帝國を統治し、臣民に君臨し給ふによりて、親しく天神地祇を祭り給ふ由なるべし。儀式の場所は

太極殿の前庭或は紫震殿の前庭等、明治には吹上御苑にて新に建物を設けらる之を大嘗宮といふ。其中に神殿二棟あり、一を悠紀殿、一を主基殿といふ。其狀、正殿一字、長四丈、廣一丈六尺、棟南北に當り、北の三間を室となし、南の二間を堂となし、南に一戸を開き、席を扉とし、甍に堅魚木を置き、高博風を着く、黒木にて構へ、青草にて葺き、檜竿を天井とし、席を承塵とし、草を壁蔀とし、表裏には席をあて、地には束草を敷き、其上に竹簾を加へ、簾の上に席を置き、白端の御帖を敷くよし延喜の式にみえたれば、それにて凡の有様を知るべし。其帳は即ち神の座なり。大禮を行はるゝ時節は七月以前に即位あれば、其年の中もし以後の即位なれば翌年とす。此は神に供ふる穀物の準備の都合によるとなるべし。祭式を行はるゝ日は十一月の最後の卯の日にて、之を下の卯日といふ。神祭の時は夜中、悠紀、主基にて別々に祭らせ給ふ。祭式の委きとは最秘事とする由にて書籍に記したる者なく、臣民の知らざることなり。さてこの大禮に屬して祭式の前後に行はるゝ儀式多し。其一二をいへば、國郡ト定、大嘗宮を營み、神に供ふるもの等を調ふる爲に、大禮の始に二ヶの國郡をトひ定む、一を悠紀國、一を主基國といふ。國の中に更に其事に與る郡を

も定む、例へば宇多天皇の時には悠紀は近江國愛智郡、主基は丹波國多紀郡なりし類なり。御禊、十月下旬、主上、川の邊に行幸して禊を修め給ふをいふ。增鏡三神山の卷に「神無月になりぬれば御禊とて、世の中ひしめきたつも、思ひよりし事かはとてめでたし」といへるもこれなり。拔穗使、悠紀主基の兩國に八月上旬遣す人にて、田をト定して、其田の稻穂を抜き取て、飯酒等に造る料とす。國風を奏すとて、卯日には祭式より前に、悠紀、主基兩國の國司、其國の歌人を率ゐて歌を謡はしむ。又語部とて出雲、美濃、但馬等の語部氏の者出て古詞を奏するとあり。又標山とて、兩國司、其列立すべき所のしるしの木に山の形を作りて作物をなす。續日本後紀一に、悠紀主基共に標を立つ、其標、悠紀は、山上に梧桐を栽ゑ、兩鳳其上に集る。其樹の中より五色雲起りて、上に悠紀近江といふ四字を懸く。其上に日の像あり。日の上に半月の像あり。其上の前に天老並に麟の像あり。後には連理の吳竹ありなどみえたるにて、今の祭禮の山車と同じ様なるをしるべし。建久九年の白曆記に標山見物の爲に人の集りしとみえ、中務中侍日記「二十二日、ひの山、ひく云々とあるも之なり。祭禮の翌辰の日には大嘗祭宮を壊つ。此日主上豊樂院に御し、中

臣氏の人、賢木^{サカキ}を捧げて席につきて天神壽詞^{アマカミシロギト}を奏し、忌部氏、神璽鏡劍^{イムベ}を奉る。この日又同院にて宴會あり、兩國司各多米都物^{ダメツモ}とて物を献り、風俗の歌舞をも奏す。已の日にも豊樂院にて宴會ありて、和舞、田舞等を奏し、清暑堂にて神樂を行はる。午の日かの標山などを撤し、事に與りしものを賞して位を賜ふ。又豊明節會^{トヨノツカニセチエ}とて宴會あり。國柄人歌笛を奏し、伴佐伯氏^{トヨサヘキ}は久米舞、安倍氏^{アベ}は吉志舞^{キシム}を奏し、大歌所の歌の歌を奏し、五節^{ゴセキ}の舞姫の袖をかへして舞ふもこの夜のことなり。この日にて大禮は終り、翌未の日に諸司の位ひくきもの兩國司の妻などにも物を給ふ。誠に御即位は漢朝の儀式をまなぶものなり、大嘗會は神代の風儀をうつすと後成恩守關白兼良公^{カネヲラフ}の記きおかれたるはさるとて、この式ばかり古儀の存すると無し。上古には大嘗^{オカミ}或は新嘗と通じて稱へしを、天武天皇以後、一代一度なるを大嘗、毎年のを新嘗と稱ふ。古來かつて廢れたるとなりしに、後土御門天皇以後一時中絶し、東山天皇の貞亨四年に再興、中御門天皇の時には行はれず、櫻町天皇以後更に復興せられて今上天皇の御代に及ぶ。即ち明治四年十一月十七日東京の宮城内吹上にて行はせられ、悠紀は甲斐、主基は安房と卜定せられて各奉仕せり。皇室典範のうちにもこのとを行ふ由に定められて御代の始の重き儀式なり。

(九) 三種神器

皇位を繼承し給ふ時には、乃ち三種の神器を傳承し給ふを例とす。神器は八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劍の三種にて、其鏡は天祖の「專我御魂^{ミダマ}」として吾前を拜む^{オガ}が如く「いつきまつれ」と天孫に詔し給ひしもの、古語拾遺に神武天皇即位の時に天富命諸の齋部^{イハ}を率ゐて天璽の鏡劍を正殿に奉安せし由みえたり。其中鏡と劍とは崇神天皇の朝に摸造して宮中におかる。元の鏡は今伊勢の神宮に、劍は熱田神宮に奉祀せさせ給ふとは皆人の知るところなり。宮中には鏡を安置する所を中古以來溫明殿^{イシナゲンジン}といふ。内侍常に奉仕するによりて内侍所ともいひ、又賢所といふ今は専賢所の稱を用ゐらる。劍と玉とは御座所の近くにて劍璽の間といふに奉安し給ふとぞ。行幸の時には神器を携へ給ふを例とす。南北朝の際別に新しきを造りて北朝に傳へられしが、南北朝一統せしときに南朝に傳へたる古きをも北朝に傳へさせ給ひ今日に至れる由に承る。さて神器を、皇位の信とするにつきて、其在否

によりて皇統の正閏を決せんとするあり、古來歴史家の議論あるとなり。神皇正統紀、保建大記等をみるべし。

(十) 年號

天皇在位の時を申すには、古は「某天皇の天下治^{スル}しめし、御世」、又「某天皇の朝^{スル}」等の語にて申すとあり。孝德天皇以來年號とて別に名稱を定らるゝことなれり。年號の文字の數は二字を通常とすれども「天平勝寶」「天平寶字」「神護景雲」等奈良朝にのみ四字を用ゐられしとあり。年號の文字は嘉號を撰びたる「大化」「延暦」「文化」「文政」「明治」等あり、祥瑞によりて「白雉」「朱雀」「寶龜」等の語を用ゐられしとあり。年號を改むるを改元といふ。改元を行ふは天皇即位の後、若くは祥瑞とて普通にことなりてめでたしといふ鳥獸雲氣などのあらはれし時、或は饑饉等の災のありしときとす。又醍醐天皇の延喜より後には、辛酉、革命、甲子、革命とて辛酉と甲子との干支に當りし歲には改元せらるゝと起れり。明治元年よりは天皇御一代に一號即ち即位の始のみに改元せらるゝとに制め給ふ。改元のときは、式部大輔、文章博士等

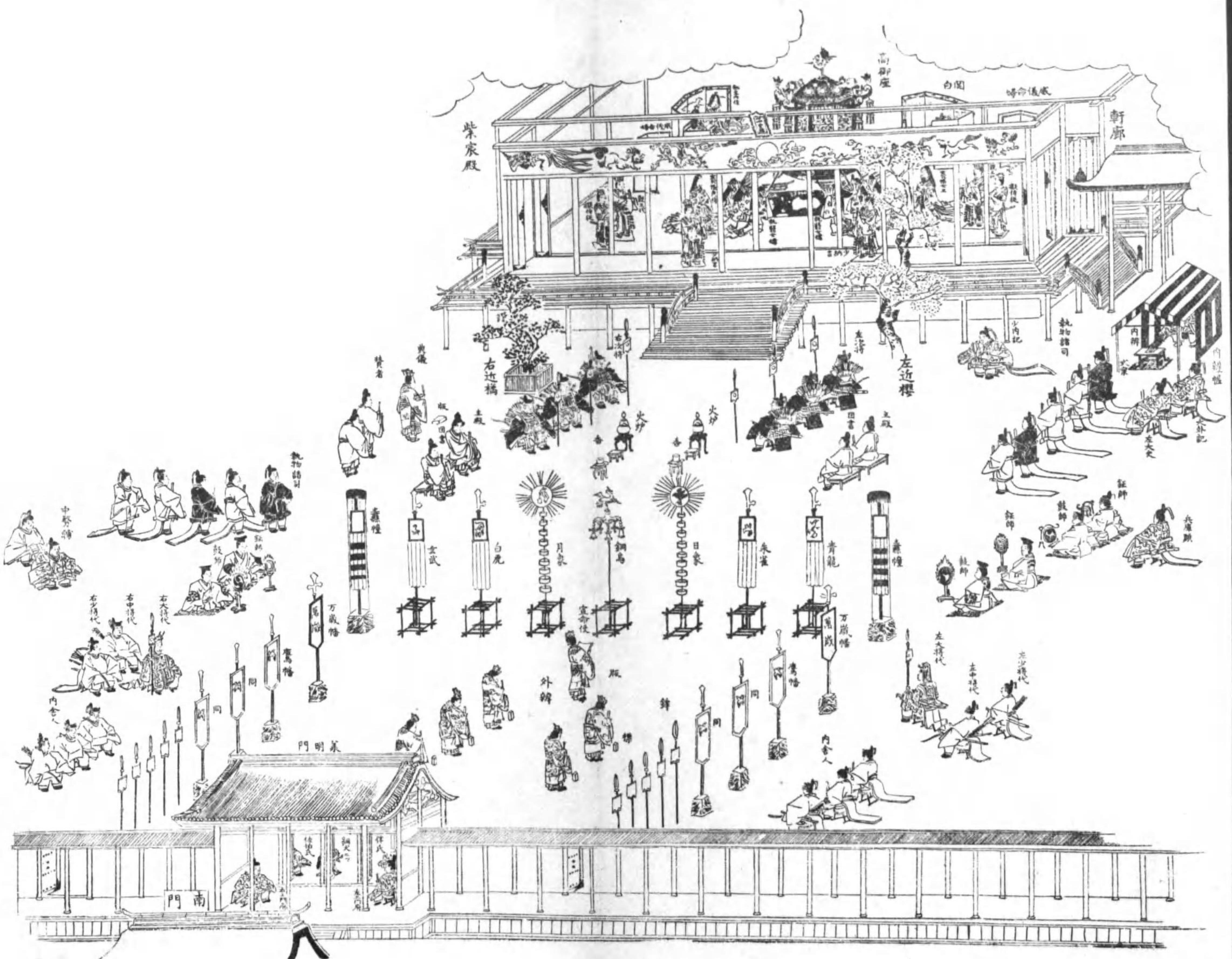
をして文字を選ばしめ十分批評して惡しき連想のなき文字を定む。然れども、明和九年を「迷惑^{ハラカ}の年」と解し、「天保」を「天人の口をホス」として饑饉の前兆とせし類あり。又年號を重じて、私に他に用ゐるを免さず、「延暦寺」「寛永寺」等勅許の上にて稱し、「延喜式」「弘仁格」の類勅撰の書に命ぜし外、多くあるとなし。明治に至りて此制廢れ、「明珍織」の類一字を分ちとりて用ゐるものさへあり。

(十一) 詔勅^{セイサク} 宣命^{センミョウ} 宣旨^{センジ}

上古は綸言を「みこと」「あほみこと」など稱へしかど、之を宣べ給ふに如何なる定ありしかを知らず。中古に及びて、「詔」「勅」等の制を立てられ、或は外國に對し、或は國內に對するとき、もしくは事の輕重によりて其宣布の式、文體等を區別せられたり。「詔」とは臨時の大事、例へば外國の使に對して、又は改元、改錢、大赦等の時に儀式を行ひ百官を集めて宣布し給ふをいひ、之を發する順序も最丁寧にす。其順序はまづ綸命を奉りたる大臣等、内記^{ナキ}の官のものに命を下して草按を書かしむ、草按成れば箱に入れて奏上す、叢慮に叶へば文の末に年月を書きたる下に其日の日數を何日

と震筆にて記入し給ふ之を御畫日カクニチといふ。御畫日の入りたるもの、中務卿をめして賜ふ、卿之を受けて中務の大輔に付す、之を宣センすといふ。大輔之を奉カケマハりて、少輔に付す、少輔御畫日あるものを中務省に留めて按シダガキとし、別に一通を寫して、太政官に送る、故に卿の署名の下に「宣」の字、大輔の下には「奉」の字、少輔の下には「行」ギヤウ、即ち「宣奉行」の字を記して其責任を明にす。宣は綸言を云ひ聞かする義、奉はそれを聞き取る義、行はそれを施行する由なり。さて太政官にては中務省より送り來れるものに參議以上連署して、念の爲に更に大納言をして覆奏せしむ、別のとなればこの奥に「可」の字を震筆にて記入し給ふ之を御畫可カクカといふ。この御畫可あるものを太政官に留めて按とし、別に外記ゲキをして寫さしめ天下に布告す、これを詔書發布の順序とす。その文體は漢文にて、文の始には、外國の使に宣するには「明神御宇天皇詔旨」アキツミカミトアメノシダシロシメスメラガオホミコトヲマと書き、立后立太子等の大事には「明神御大八洲天皇詔旨」とし、大臣を任ずるときなどには「天皇詔旨」とし、五位以上の位を授くるときなどには「只詔旨」と書くを式とす。次に詔旨の事がらを載せ、末文はいづれも「咸聞ゴトクタマヘ」といふ詞にて結ぶ。例へば

の字を記して其責任を明にする。宣は繪言を云ひ聞かする義奉はそれを聞き取る
義行はそれを施行する由なり。さて太政官にては中務省より送り來れるものに
參議以上連署して念の爲に更に大納言をして覆奏せしむ別のとなればこの奥
に「可」の字を震筆にて記入し給ふ之を御畫可といふ。この御畫可あるものを太政
官に留めて按とし別に外記ダキをして寫さしめ天下に布告すこれを詔書發布の順序
とす。その文體は漢文にて文の始には外國の使に宣するには「明神御宇天皇詔旨」
と書き立后立太子等の大事には「明神御大八洲天皇詔旨」とし大臣を任ずるときな
どには「天皇詔旨」とし五位以上の位を授くるときなどには「只詔旨」と書くを式とす。
次に詔旨の事がらを載せ末文はいづれも「咸聞コトクキタマヘ」といふ詞にて結ぶ。例へば



詔書式

天皇詔旨 云々(詔の趣を書く)咸聞

年 月 (御書日)

中務卿位 臣姓名 宣

中務大輔位 臣姓名 奉

中務少輔位 臣姓名 行

太政大臣位 臣姓名

左大臣位 臣姓名

右大臣位 臣姓名

大納言位 臣姓名等 宣

詔書如右請奉詔付外施行謹言

年 月 日

可(御書)

「勅」は尋常の小事にして、例へば攝政
關白に隨身を賜り、皇子に姓を賜る時
などに用ゐられ、其發布の式も簡略な
り。其順序は、侍従内侍など綸言を奉
りたるもの其由を中務省に傳へ、内記
文を草し、内務省之を奏上す、このとき、
古は御書のとばかりしが、延喜以後よ
り御書日はあるととなれり。奏上し
たるものの中務省に留めて、按とし、別
に一通を寫して太政官に送り、官にて
は覆奏せずして施行す。文體は漢文
にて、始に「勅旨」と書出すを式とし、中務
卿等の連署あり、「史」、「大辨」等はいづれ
も太政官の官吏なり。

勅旨式

勅旨云々			
年	月	日	
中務卿	位	姓名	
大輔	位	姓名	
大輔	位	姓名	
奉勅旨如右符到奉行			
大辨	位	姓名	
中辨	位	姓名	
少辨	位	姓名	
年	月	日	
史	位	姓名	

「宣命」は、詔書の一軸とも見るべきか、大寶令には其とみえず、而して歴史には、文武天皇即位の時を始めとして、即位、立后、立太子、任大臣并に神社、山陵に告ぐるときに用ゐられし例多し。普通の詔書と異なる點は、其文軸の和文なるとて、これ、群臣をあつめて読み聞かするとき漢文にては解しがたき故かくの如く和文にはしたるものなるべし。其發布の次第は詔書に同じけれど、御書のとなしと北山抄などにみえたり。奈良朝には未平假名などなかりしかば、漢文のみにて宣命はかきたれど、其読みかたは、日本語にて讀しものなり。其一例として文武天皇印位の宣命(續日本紀)のうちを

次に舉ぐ

現御神止大八島國所知天皇大命止 詔大命乎集侍皇子等王臣百官人等天下

公民諸聞食詔、高天原爾事始而遠天皇祖御世中今至爾豆天皇御子之阿禮坐乎彌繼々爾大八島國將知次止天都神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨云々

詔勅宣命は其手續繁くして事に便ならざりし故にや、宣旨」とて略式にて綸言を下さるゝことあり、藤原氏の時代より多く用ゐられ、其發表の順序により種々の名あり、大宣旨とは大臣宣して辨官奉るもの、小宣旨とは辨官より在京の諸司に下すもの、口宣とは辨官より史に傳宣するもの、國宣司とは辨官より國司に下すものなる由西宮記にみえたり。其他名目多し、わづらはしければ省く。

(十二)律令格式附儀式

詔勅などの綸言は事のあるとき、に發せらるゝ者、同じく綸言なれど、今の法典の如く、ある時にまとめて發布せられたる者に律、令、格式の四種あり。もとよりこれは上古にはなきとて大化革新の後、支那の制に倣ひて制定せられしなり。「令」は、教令也。とも、「未然のことを教ふ」などみえて、政を行ふに云々すべき由を豫て綸言を下しあき給ふ義にて名づけたるなり。大化革新の後、天智天皇元年に令二

十二、卷を制し給ひ世に之を近江朝廷之令と稱へしが今は世に傳はらず。後に追々之を修正して文武天皇の大寶元年八月に至りて十一、卷として天下に施行せられ。養老元年更に之れを十、卷に改めらる。卷數の相違はあれど本文は甚しく異同なきにや、大寶令といふ名今に行はる。其十卷の令の解釋につきて議論區々として生ぜしかば、淳和天皇の朝に注釋を撰ばしめ、天長十年二月十五日成る。所謂令義解リヤクイキヅにて、今日に傳れるものなり。前に述べたる詔勅のと、大嘗會などのといづれも其中にみえたり。近江大津宮御宇天皇大倭根子天皇乃與天地共長與日月共遠不改常典止立賜比敷賜ヒサシ法乎受被賜坐而行賜事止云々ともみえたるが如く、令の性質は永世變革すまじきものなれば、大体のみにて細事には及ばぬものなるべし。

「律」は「違犯を責む」とも、「懲肅を旨とする」もありて、「令」などにて命ぜられたるとを犯したる時に罰する方法を書きたるなり。是ももと天智天皇の朝に起りたりとみゆれど何卷ありしか詳ならず。大寶のとき、六、卷として令と共に發布せられ、養老に至りて十卷に改められ。律は、今日に傳はれるは十卷のうちの數篇のみなり。

「格」は「時を量り制を立つ」と弘仁格の序にみえたる如く、律令等にて制定せられたるとしても時勢にかなはざるとあれば、この詔勅などにて改めらるゝとあり。故に、或は律令を破て出て、或は律令を助て出づともいへり。其時々發布せられたるものを探定して一部とせられたるとあり。其成りたる年號によりて一を弘仁格、十卷二を貞觀格十二卷三を延喜格十二卷といふ。今に傳れるはこの三種の格を私に類聚して一書となしたるにて「類聚三代格」と名づく。但し其半は佚して傳はらず。

「式」法令の闕けたるを補ひ法令の遺れるを拾ふとみえたるが如く、律令に載せざりし細事を主として記したるなり。式も格と同じく弘仁式三十卷、貞觀式二十卷、延喜式五十卷の三部あれど、今傳はれるは延喜式のみにて、全部世に流布せり。

「儀式」とて、律令格式の外に、即位、大嘗會等の禮式の次第を記したるもの、弘仁の内裏式三卷、貞觀儀式二十卷、今に傳れり。

律令格式、儀式の關係の一端を示さん爲に詔書發布のとにつきて各書にみえたるところの大要を次に示す。

[令] 大納言、掌參議庶事、敷奏、宣旨、侍從、獻替（大納言、大外記は太政官に屬す）

大外記 掌勘詔、奏及讀申公文云々 少外記 掌司大外記

中務卿 掌云々審署、詔勅文案受事、覆奏

中務大輔 掌同卿云々

中務少輔 掌同卿

大内記 掌造詔、勅云々 少内記 掌同大内記（大内記は中務に屬す）

掌侍 掌同典侍、云々唯不得奏請宣傳云々（掌侍は内侍司の女官）

以上、令のうちの一編職員令後宮職員令にみえたるところにて、各官の掌るところを明にし、未然のとを教へたるなり。又詔書の書式は公式令にみえ、發布の順序は書式をあげたるあとにいはく、

右御畫日者、留中務省爲案、別寫一通、印署送太政官、大納言覆奏、畫可訖、留爲案、更寫一通、訖施行云々

是にて、詔書の大体を規定せるのみなり、次に律には

[律] 凡受詔忘誤及寫詔書、誤者、事若未決、笞卅、已決笞五十云々

とありて、大外記、詔書を寫し誤れば笞といふものにて數三十、其身軀を打たるゝなり。又

凡被詔書有所施行而違者徒二年云々

とあれば、詔書の旨と相違せるとをなせば二年間の懲役に處せらるゝなり。即ち懲肅を旨とし違犯をせむるものなり。さて三代格卷十七に

[格] 太政官謹奏

應行勅旨并内侍移文事

右、大内記、正六位上、山名王等解狀云、謹檢神龜以降案内、内侍司、送中務省牒年月日下、或署内記位姓名、或署女史姓名、然則牒送中務既乖、令意、内記署名未見、何據（令の書式とたがへるといふ）望請、敕旨以外、准公式令内外諸司因事管隸式、令女史作移文、即年月日下署女史位姓名、移文とは是も令にみえたる一種の書式にて、ある役所より他の役所に送るもの、各免僭違從守職者、臣等商量所請合宜、伏望依、改行、兼特聰女史署、但案職員令掌侍不得奏請宣傳准此論之不聽、掌侍署名移文、其内侍司印行之已久、只請移文便令印之、以申聞謹奏奉勅依奏 大同元

年八月二日

このと複雜にして一々こゝに解釋せざれども「依令改行」とあるは、即「法令を助けたるもの、特聽」只、請移文便令印之とあるは令を破りて一の制を定めたるなり。次に延喜式、内記の條に

〔式〕凡節會及尋常詔旨者内記預書

とあるは、元日宴を群臣に賜ふときの詔旨などは先例の定まれるとなれば、前以て書きあきてよろしと、令にいはざるとを補ひしなり。次に

凡宣命文者皆以黃紙書之、但奉伊勢太神宮文以纏紙書、賀茂社以紅紙書宣命のと令にはみえざるにこゝには之を補ひ、且その紙の色までも示せり。故に細事と先にいへるなり。

〔儀式〕内裏式の詔書式といふ條に

内記作詔書畢、納宮、令參議以上若内侍進御所、御書日訖、置殿上机上而退下、須更參議以上一人升殿、喚内賢召中務省、稱唯出、喚輔以上一人入、自在掖門就版、敕曰參來、稱唯升自南階立簾子敷、敕曰書賜禮、稱唯、遣取敕書宮退出、既而御書日者留爲按別寫一通、印署送太政臣、大納言覆奏、畫可訖、留爲案、更寫一通施行

かくの如く、置くところ出入する門「參來」とか「書賜禮」とか詞までをも記し載せたり。以上律令格式、儀式の五つにてまづ中古の有職の大軸を知るとを得べし。近古、近世に至りても其基づくところは皆同じくして、時に因りて沿革をなしたるのみ。

(十三) 年中行事

一日萬機か、毎年その始より終までの間に定りて行る、政多し、之を恒例の公事といひ、年にとりて或は行はれ、或は行るゝとなきを、臨時の公事といふ。四方拜、朝賀、司召の除目などは恒例の公事にして、即位、立后、元服などは臨時の公事なり。但し、恒例の公事にても、世の盛衰治亂などによりて行はれざりしあるなり。

公事の次第を記したるもの、古は弘仁の内裏式、貞觀の儀式などあり。光孝天皇の仁和三年二月廿五日、太政大臣基經公、(昭宣公)恒例の公事等を障子(衝立)に書きつけて奉らるゝを年中行事の障子と稱へて清涼殿の殿上に立てらる。これは律令格式儀式等にみえなぞして、恒に行るゝ例となり来れるとともを月日の順により

て記されたるなり。それより後この類の書、多く出来にけり。西宮左大臣高明公の西宮記、公任の大納言の北山抄、大江匡房卿の江家次第家の字をよまとす、一條兼良公の公事根源無名氏の年中行事秘抄、又後醍醐天皇御撰の建武年中行事、後水尾天皇御撰の當時年中行事などこれなり。水戸家にて成りたる禮儀類典も公事に關する諸家の記録を纂めたるなり。今こゝに年中に行はるゝ公事の大略を示す。

○四方拜 正月元日 元日の寅の時(午前四時頃)に清涼殿の東庭に於て、屬星(本命星)天地、四方、山陵などを拜し給ふ式なり。このと、宇多天皇の寛平中より始りて遂に定例となれり。臣下もこのとを行ひしよしにみえたり。

すべらき(天皇)の星をとなふる(屬星の名をいふ)雲の上に光のだけき春はきにけり二條良基(五十番歌合)

○御藥を供す 元日、二日、三日、元三の間、御齒固とて餅を供したるのち、屠蘇、白散、度障散を供す。この屠蘇などは幼き人より飲みはじめむる例にて、宮中にては薬子とて殊に小女を用ひらる。主上のめしたる盃の残を飲むものを後取といふ。上戸の人を撰ばる。このと弘仁年中に始る。もと千金方といふ醫書に、一人ご

れを飲めば一家に病なく、一家之を飲めば一里に病なしといふ功能あるよしみえたるによりて、それを酒に入れて飲むなり。

春毎にけふなめそむる薬子はわかえつゝみん君かためとか 新中納言爲秀

(同上)

○朝賀 元日 又朝拜「みかどおがみ」などいふ。大極殿にて行る。其儀式、即位の式と同じくして萬歳をとなふるなどあり。奉賀、奏端とて二人の官、前年にありしめでたきとを奏上するとのみ、即位とはかれり。一條天皇の正暦以後はこの儀廢れたり。

たか御座とばかりかゝげてかしはらの宮のむかしもしるき春かな

後村上天皇御製

雲の上に聞えあげよとよばふらし年の始の万代の聲 前大納言今小路良冬
○小朝拜 元日 清涼殿の東庭にて行はる。朝賀は百官ことよく式につらなり、小朝拜には關白以下六位以上の殿上する人はかり拜したてまつるなり。延喜五年に一時と認められしが、延喜九年より再びおこなはるゝことなりて、定例と

なれり。

天皇はわたくしなしとといめしを臣等言葉にまたぞしたがふ 内大臣師貞
元日節會 元日 主上 豊樂院といふに御して、群臣に宴を給ふ。このとき陰陽寮
七曜の御暦をたてまつる。又氷様とて主水つかさ、前年納めたるところの氷
のあつさ薄さを奏す、厚くはりたるを目出度しとする故なり。宮内省腹赤の
贊をたてまつる。これは景行天皇の御代にはじまりたるとて、肥後國宇土郡
長濱といふところにて漁りたる^{ます}に似たる魚の鹽引を上るとなり。腹赤の
くひやうとて、食ひさしたるを次々に皆取わたして食ひしとぞ。今^{まんびき}
とかの國にて稱ふるものはこれなるべし。

今日ぞしる年はきのふにくるす野の氷池^{氷堀}の水の深き心を 入道大納言忠嗣
初春の千代のためしの長濱につれる腹赤も我きみがため 二位中將善成
立かはる年の始は豊みきにかさねて賜ふひろはたの 絹正三位季經(夫木)
○朝観行幸 二日或は吉日 主上年の始に、太上天皇并に皇太后の宮に行幸し給ふ
儀なり。嵯峨天皇は大同四年八月に其儀あり。仁明天皇の承和元年正月二日

其式あり。朝観といふは周禮に春日朝、秋日觀といふにもとづきたる詞なり。
○二宮大饗 二日 中宮、東宮にて群臣に宴を給ふ式なり。玄輝門の東西の廊にし
て行はれしとなり。

○臨時客 二日 摄政關白の家にて大臣以下を饗應するとなり。かの朱器の臺盤

を用ひらる。

初春の宿のあそびのおりえてぞ梅が枝うたふ聲もきこゆる 鷹司忠頼
紫もわけも綠もうれしきは春の初のきたるなりけり 藤原輔尹
これは、公事にてはあらねど、中古重ぜしことの一なれば因にこゝにあぐ。次の
歌、紫、わけ(赤)綠は袍の色なり

○叙位 五日或は六日 諸臣に位階を給はり。又之を進め給ふとなり。

○七日節會 正月七日 白馬節會ともいふ。豊樂院或は紫宸殿にて行る。馬は陽
の獸、あをは春の色なりとて、年の始にこれを見れば年中の邪氣を去るといふ。
其數三七、二十一正、左右の馬寮より上り御前を東より西に引きてわたるなり。
又兵部省より御弓^{オノダラシシヨウ}奏とて御弓はむめに用ひさせ給ふ弓をもこの日に上る。こ

の日も群臣に宴を給ふ。

○女叙位ニヨラヨガ 八日女子位を賜はるにて、隔年に行はる。このとき東豊子ヒタマツチハ とて、内侍司ツカサ の下に屬する女子にも五位を給ふ。姫松ヒメマツ となづけて、行幸のとき馬に乗りて供奉するものなり。其名乗は紀朝臣スエアキワ 季明ヨシマツ と必よぶ例とす。

○春コトロ にあふあづま童の心まで君が恵をさぞあふぐらん 五條爲邦朝臣ゴトロマツバウノミコト

○女王祿ワウロク 八日「女」の字をよまず 女の皇族、二世より四世までのものに、時服とて、人ごとに絹と綿とを給ふ。但し、人數を二百六十二人と限られしよし。承明門の内の西の方にて行はる。

○視告朔コトロサク 正月十一日「視」の字をよまず 百官のつとめむきを記したる文を上る

を、収覽あらせらるゝなり。されば告朔の文をみそなはすといふとなり。

○縣召除目アカタメシムモク 十一日 春除目ヘルノホク ともいふ。秋、司召除目ツカサメシムモク あるによりてなり。國司など、

地方の官吏を主として任せらるゝ儀なり。衛府エフ の奏、叙位、春秋の除目を四個の

大事とて、最其次第のこみいりたるととぞ。其と、紫宸殿にて行はる。清少納言

の草紙に除目にところ得ざりしものさまなど記したる條あり。

八隅志る君がおさむるわがためしめぐみにあへる名こそきこゆれ

新中納言爲秀

○縣見アカタミ に出たつ人のいつなれば名國とともにとしかふらん 後村上天皇御製

○御粥ミカマヤ 十五日 七種の粥とて、白穀、大豆、小豆、粟、黍、大角豆、薯蕷シイコ をあはせ炊きたるを

供するとなり。今世の小豆がゆはこの遺風なるべし。

○御薪ミカマヤ 十五日 百官各薪を朝廷に奉る。之を宮内省におさめらるゝとなり。長

七尺二十株を一擔とせるもの一位の人は十擔以下位に應して進る。

○百敷ミカマヤ の司のみかまきに民のけふりもにきはひにけり 月輪家尹

○踏歌節會タカガキヤ 十四日男踏歌、十六日女踏歌 「あらればしりのとよのあかり」といふ。

○豐樂殿ヒヨウドウ にて行はる。男踏歌ははやく絶えて、女踏歌の方長くのこれり。

其庭上にて歌をうたひておどりあそびしとなり。其歌の末に「万年阿真禮」といふとありし故に、あらればしりの名は起れるなり。又このとのなどともうたふ。冠に綿にて華をつくりたるをかざしとす。之を高巾子カツコ といふ。

この殿の聲さへすめる雲井かなかざしの綿のしろき月夜に 今川貞世
○射禮 十七日 建禮門にて行はる。御代の始には豊樂院にてあり。群臣の射藝
をみそなはす儀なり。十五日に兵部省にて「手番」にて文武の臣等のうちに
て能く射る人をえらびて射手とす。正月行はれざれば三月十三日に行はる。

この日参らざりし近衛、兵衛府のものに、翌日射しむるを射遣といふ。

○賭弓 十八日 弓場殿にて行はる。左右の近衛、左右の兵衛のつかさの舍人とも
の射るとなり。勝ちたる方は負けたる方に罰酒をおこなひ、勝ちたる方は舞樂
を奏す。事をはりて、近衛の大將射手に饗宴をたまふ、之を「かへりあるじ」といふ。

又殿上の賭弓とて、侍臣の臨時に行ふとあり。

梓弓射手のつかさをひきつれてかへりあるじぞけしきことなる 蘆堅

○内宴 廿一日 仁壽殿にて行はる。文人に題を玉はりて詩をつくらしめ給ひ、御
前にて講せらる、講ずとはよみあぐるよし也。もしこの日、子の日にあたれば、
若菜のあつものを賜ふ。

○卯杖 上卯日 正月のうちはじめの卯日に、衛府より卯杖といふを進る。御杖と

もいふ。比々良木、桃、梅、椿などを長さ五尺三寸にきりてつがねで進るなり。惡
鬼を拂ふよしのまじなひなるべしと。

○若菜 上子日 内藏寮并に内膳司より之を奉る。寛平中よりはじまる。七種
十二種など、其品には説々あり。之をあつものにして食すれば万病なしとかや。
今粥に入るゝは遺風なり。

○子日遊 これは公事にはあらねど、子日するとて野べにいて、松をひきしとな
り。

○外記政治 正月のうち吉日或は九日 外記は太政官に官する書記なり。太政
官の外記の廳の結政所にて事務を行ひはじむる儀なり。又檢非違使の廳に
てもこの日政をはじめむ。

○列見 二月十一日 太政官にて行はる。六位以下の藝能あるものをえらびて
式部省、兵部省より率ゐてまゐれるを、上卿、其人々を召し出で、器量容儀等をみ
らるゝと。八月定考の條をみあはすべし。

○位祿定 青日 陣座にて行はる。百官に位祿を賜ふとなり。位祿とは一位三

位などの位につきて賜はる品物なり。當時は位につきても賜物ありしなり。
○曲水宴 三月三日 皇族公卿など参内して、清涼殿の東庭にて詩を作りて講せ
ちる。其御殿の砌の御溝水の水かみより盃に酒を入れて流し下すを取りて飲
むとなり。故に曲水宴とはなづく。顯宗天皇の御代より行るゝなるべし。

めぐりあふ今日はやよひのみかは水、名にながれたるはなの盃

權中納言家賢

○更衣 四月一日 今日より冬の衣服をあらためて夏のにとりかふるとなり。
御帳のかたびらなどをも改め、疊を新しきにあきかふ。掃部寮殿内のとを行ふ。
衣服の方は内藏寮よりたてまつる。

○孟夏旬 夏冬時候の更るときに群臣に宴を賜ひ政をきこしめすをいふ。孟冬
の旬とあはせて、二孟の旬ともいふ。因にいふ朔旦の旬は十一月一日冬至にあ
たるときに行はるなり。万機の旬は即位の後はじめて政を志ろしめすとなり。
新所の旬は新造内裏の南殿にて行はるゝとなり。

○擬階奏 四月一日 二月の列見に召されたる人々のうち、位を給はるべきとに

定めたるものゝ名前を記したる書類、即ち成選の短冊を式部省(文官)、兵部省(武官)
より差出したるを大臣より奏聞せらるゝ儀式にて、もし列見延引すれば、このと
も延べらるゝなり、されば擬階の階は位階の義にて位のと擬は準擬などいふが
如く、なぞらふる意なるべきにや、某の人は何の位に叙せらるべきかといふとを
二者の意見によりて、なぞらへて奏するなり。

○駒牽 四月廿八日 八月の駒牽と名は同じくして、事實は異れり。この四月の
駒牽は、來月行はるべき騎射の馬と、射手とをあらかじめ天覽あらせらるゝ儀式
なり、武德殿にて行はる。其式場に行幸あらせられ、廄馬のとを掌れる御監より
馬のとを奏し、馬寮の長官庭上にて、殿前を馬を牽きてわたる。次に近衛府、兵
衛府の武官の射手となれるものわたる。次に騎射のとを記したる書類を近衛
の大將より奏聞す。次に舞樂あり。

かねてより五月のまゆみ引くこまに射手の心もさそる、らめ 美子
○菖蒲を獻ず 五月三日四日 三日の朝には、近衛府、兵衛府、衛門府より、あやめの
こし、とて、五日の日の薬玉を作る爲め菖蒲と艾とを輿に盛り、又種々の花を瓶に

挿して紫宸殿の南面の階の東と西との方にたておきて上る。四日の朝には清涼殿の西面、あさがれひの間の庭上にたておきて上る。五日に菖蒲を用ゐるとは天平の頃より盛りになりたり。

入り添ふる菖蒲のこしの花のいろにまづのるものはこゝろなりけり

間宮永好

○五日節會 五月五日 武德殿に出御あらせられて、群臣に宴を賜ふ儀なり、其式に列するもの、あやめのかづらとて菖蒲を冠にかくるなり。又典藥寮よりは、あやめを案にあきてたてまつり、群臣には藥玉を賜ふ。藥玉は菖蒲、艾、百草の花をあつめて丸き形となし、五色の絲に貫きたるものにて、これをひちにかけ、或は御帳の東の方にもかくるなり。この御帳にかけたるものは、九月九日まではそのままにあかるゝとぞ。藥玉のとを一に續命縷ともいふ。宴、竟りて近衛の騎射行はる、それとうまゆみといふ。

けふかくる袂の花のいろくにさ月の玉もひかりそへつ 藤原爲家

○馬場の騎射 五月三日、四日、五日、六日 左近の馬場は一條西洞院にあり、右近の

馬場は一條大宮にあり。其馬場にて、三日には左近の荒手番、四日には右近の荒手番、五日には左近の真手番、六日には右近の真手番あり。伊勢物語に見えたる右近馬場のひをりの日とは、この六日のことをいへるなり。

ながき根の花のたもとにかほるなり今日やまゆみのひをりなるらん

梓弓引く手に駒をはやむなりちかきまもりの三つのもの、ふ 内 大 臣

袖中抄に曰はく、荒手番の日、いての近衛舍人、水干袴にくゝりくゝりを擧げて、袴の尻(後の裾)を女の中結ひたるやうに引出て其上に行膝(かへ)を結也。真手番の日は紅の下の袴織物の指貫(ヤシヌイ)にくゝりをあげず、そばをはさみて袴の尻を行膝より前さまに引たうさきて前にはさめり(袴の後の裾を跨間にはさみて前に引きいだしで挿むと云ふ意なり)されは、この真手番の日を日をりの日とはいふなり。云々「近代は唯真手番の日も水干はつまにて引折て荒手番のと同様なれば、いづれの日、ひをりといふべくもあらぬによりて今世の人、このひをりの日をしらぬなり、右近の馬場のひをりの日といふは五月五日なり、左近の馬場のひをりの日と云

ふは五月六日也

○賑給 五月吉日 紿の字、吳音コフ、それを濁りてシンゴフ、とよむを名目とするなり。これは、貧民に米鹽を給ふ式にて、檢非違使其とを奉りて、東の方にては愛客寺、北は右近の馬場、西は右兵衛の馬場などにて行はれしとぞ。其米は左京百八十石、右京は百二十石、鹽は、左京十八石、右京八石、を定めとせられし也。

時しあれば民のくさばももらさじと惠のつゆをきみやかくらん 嗣長
わび人のつゆの命やいかならんつゆの惠のかゝらざりせば 美子

○施米 六月吉日 前に述べたる賑給に似たるにて、山寺などにゐる僧尼に米

鹽を給ふとなり。同じく愛宕寺、右近馬場、右兵衛馬場にて行はる。

六月のけふより兼ねて知られけり君がめぐみの秋のたのみは 守長

世をして、閉せる桑の門までも恵のつゆは猶かゝりけり 春元

東の寺は人みなゆきはてぬ今日はちたぎをさしてつとへば 寛光

○乞巧奠 七月七日 所謂七夕祭なり。宮中にては其夜清涼殿の東庭に机四脚

を並べおきて灯臺九本をとほし、机の上にさまざまの物を供へ、筈のことを秋の

しらべ、即盤渉調にことぢを立て、おき、夜もすがら香をたき、鹽に水を入れて大
きらの星をうつす。又梶の葉に歌を書いて手むけとす。

天の川とわたる舟のかぢの葉に幾秋書きつ露の玉づさ 俊成卿女

星合のそらだき物や匂ふらん七夕つめのよはの枕に 俊成卿女

定めおく星合のそらの志るしとて秋のしらべに琴柱たつなり 顯昭

○相撲 七月廿六日、廿八日、廿九日 これよりさき二三月の頃に、左右の近衛府に

勅命ありて、あらかじめ、各使を諸國に遣して、相撲にあづかるべき力あるものを召さしむ、其使を部領使といふ。

内取とて大の月には廿六日、小の月には廿五日に仁壽殿に出御あり、その東庭にて十五番の勝負を行はる、試みらるゝ義にや。次に召合とて、廿八日、小の月には廿七日に、紫宸殿に出御なりて、近衛の大將より事の次第を奏聞し、南庭にて十七番の勝負あり、畢りて勝の方音樂を奏す。次に召合の翌日、拔手とて殊に優れたるものをして、更に勝負を決せしむ。この相撲の節會のと、奈良朝より藤原時代まで盛りに行はれ、其逸話、今昔物語、古今著聞集などに多くみえたり。古く其様

を繪にしたるも傳はれり。閑田耕筆にそれを摸して挿めり、つきてみるべし。
童相撲などのともみゆ。

かたわけてことりの使いそぎしは今日のぬきての爲となりけり 女 房
とるものに顔はかくれて見えわかつ出つるかたてや誰にかあるらん
爲 經

○定考カヨヂヤウ (八月十一日) 文字には定考と書きて、詞には、カウ、ヂ、ヤウとよむを名目と
す。上皇の音を避けたるなりとぞ。六位以下、位を進めらるべき人々、二月の列見
にて器量容儀を見、四月の擬階の奏に内定せられ、こゝに至りて確定して位階を
給はるなり、其式は太政官の東のマンドコロ廳にて行はる。次に朝アイシヤドコロ所にて三獻の歎盃ケンボウ
あり、次に宴穩エンシンの坐につきて、更に三獻あり、大臣は白菊、納言は黃菊、參議は龍膽、其
他もみな時の花をかざしとす。

かしこきや真きを撰ひて位山さかゆく道を君そさたむる 副長

○駒牽カスガタニ 八月十六日より廿八日に及ぶ 十六日には信濃の勅旨牧の馬六十疋、十

七日には甲斐の穗坂ザカの牧の馬廿疋、廿日には武藏の小野の牧の馬四十疋、秩父の

牧の馬廿疋、立野の牧の馬十五疋、廿三日には信濃の望月の牧の馬廿疋、廿八日には上野の馬五十疋を上る式あり。十六日には紫宸殿に出御なりて、上りたる馬を御覽ありて、公卿以下に之を給ふ。取のこしの馬をも引分ヒキワタの使とて、近衛の次將をして上皇、東宮、攝柄等へまゐらせらる。

相坂の關のしみづにかけみえて今やひくらん望月のこま 貫之

○不堪佃田奏フカシタノンショウ 九月七日 諸國の田地の損亡して佃くるにたへざる所の數を記

したる書類を奏するよしにして、其爲に租をゆるさるゝ故あるによりてなり。

この秋は千まとの小稻數チシナそひてつくるに堪へぬつぼつけもなし 女房

○重陽宴 九月九日 九月九日菊花の宴あり、一に重陽の宴といふ。九の字重るに
よりてなり。紫宸殿に出御、文學あるものには、探韻とて韻字をさぐり取らしめ、
其韻にて詩をつくらしめ、詩成れば文臺におきて、之を御前にて講ぜらる。群臣
に菊酒を賜はりしは、その翌十日のとなり。十月の五日には更に殘菊の宴あり。

諸人のけふ九重に匂ふてふ菊にみかける露のことのは 爲家

もろこしのどのはしけくひらくありけふを待ちける九重の菊忠定
九重の千年のかめにさす菊の匂もふかしかることのは家隆
○射場始 十月五日 是よりさき十月三日に左右の衛門府弓場殿に期をきつき
この日主上臨御なりて公卿以下の射を御覽せらる。主上の射席をも特に設け
らる。凡射場始なくば賭弓なく、賭弓なくば相撲の節もなきならひなりとぞ。
神なづきたづかの弓を引つる。今日やまといの始なるらん 親陸

御かきもり築きしあづちにいつしかと今日こそ的をかけ始めけれ 爲 隆
○五節帳臺の試、御前の試 十一月丑日、寅日、卯日 五節とは其舞姫の五度袖をあ
ぐるよしにてかの天武天皇吉野にましくしき、天女降りきて羽衣を五度か
へして「をとめどもともめさびすもから玉を袂にまきてをとめさびすも」とうた
ひしに始るとかや。

中丑日には五節帳臺試、宮中の常寧殿を五節所と定められ、舞姫其他のもの、
控所とす。この日夜に入りて常寧殿の帳臺に出御ありて舞を御覽じ、亂舞あり
て「びんたら」などをうたふ。びんたらのうた次にあぐ。

寅日には殿上の淵醉とて清涼殿の殿上にて宴會あり、朗詠今様などうたひ、三獻
の後亂舞あり。殿上より下り音をはきて、北の陣をめぐりて五節所(常寧殿)にむ
かふ。御前の試とて清涼殿の東の廂にて亂舞あり。忠盛の暗討はこの亂舞のときにや。
卯日には童女御覽とて舞姫の侍女を清涼殿にめして御覽あり、辰の日節會行は
る。

びんたらをあゆかせばこそ、ゆかせばこそ
あきやうついたれ、やれことんとん
おもひのつに、ふねのよれかし、星のまぎれに
あしてまるらう、やれことんとん

りやうぜんみやまの五葉松、ちくはなりとぞ人はいふ、我も居る
ちくはなりとも折りもて來ねやのかざしにわれさん
鶴のむれる松山に千世に千歳をかさねつ
齡はきみが爲なれや、天の下こそそのぞかなれ

これは古くより五節にうたひし歌なり。

○ 豊明節會 トヨアカツクニセイエ 十一月中辰日 この前日中の卯日には新嘗祭ありて、今年の稻を神に奉らせ給ひ、今日は主上もきこしめし、臣下にも給ふ、その爲にこの節會あり。其式南殿に出御なりて、諸臣に白酒、黒酒の盃をたまふ。舞姫のぼりて、五度袖をかへしてまひてかへる。上達部、五節所をとふらひて催馬樂などうたふ。次に節會ありて宴を給ふ。そのほど紫宸殿の北露臺にて亂舞ありて、「びんた」らなどうたふ。或は御座にて管絃の御遊あかりしこもあり。

ひかけかつらす雲の上人こざりせば豊の明をいかで知らまし 定 賴

天津風氷をわたる冬の夜のをとめの袖をみがく月かけ 式子内親王

百人一首の僧正遍昭の天つ風の歌も、五節の舞姫のとをよみたるなり。

臨時の公事 以上述べたるところは、恒例の公事にして、大政に關し、且は後世まで其式の残りたるもの、且は文學の上にあらはるゝものを主としたれど、只大要を述べたるのみ、この他に新年祭、葵祭等、神事に關すること、最勝會、佛名等佛事祭かゝるとは、いづれも下に別にあぐべし。

さて臨時の公事のうち、第一に述べべきは践祚即位に關するとなれど、それは既に前に記したれば、こゝにはいはず。其他諸社の奉幣、臨時の讀經、八講、もしくは行幸、遷宮等のとあれど、省略するととす。事に觸れて下に記すともあるべし。

廢朝廢務 废朝は天子一人は朝政に臨み給はず、諸司の政は恒のごとし。廢務は諸司政をとらず、天子二等以上の親、三位以上の親、外祖父母、右大臣以上、從一位の喪には廢朝三日、國忌日、三等以上の親、三位以上の親、外祖父母、右大臣以上、從一位の喪には宮中にての音樂警蹕を止められ、清涼殿の御簾を垂れ、四日目に至りて恒の如く上げらる。廢務は國忌等の節に行はるゝとあり。普通一日、稀に三日、に及びしとあり。廢朝は稀に五日に及びしとあり。

(十四) 位階

爵位 なし 勳位 冠位 官位

位といひ、クラといふと、共に居り場所のとにて、もとは正式のとき其人の居るべきところの順序を定むることなり。このと我國にては、推古天皇の十一年に大德冠等の十二の階級を定められ、其位に相當せる色を定め、其色の綺アシキスにて冠を製し、位を賜はりし志るとして其冠を賜はりしを始とす。故に當時冠位と稱へき。

孝德天皇の大化三年に大纏冠等の七色十三階を制められ、同五年には十九階に改め、天智天皇の三年に更に大纏冠以下二十六階とせらる。大纏冠、鎌足公といふは、其時の最上の位を賜はしなり。天武天皇の十四年には六十階とし、其中に皇族と臣下との分を立てられたり。文武天皇の大寶元年人その制によりて四十八階とし、且冠にかへて位記^{ササキ}を賜はるととなり、其制、明治維新前まで繼續せり。

(十五) 四十八階 並唐

親王	一品
	二品
	三品
	四品
正一位	一品、文散階、武散階
從一位	二品、開府儀名三司、驃騎大將軍
正二位	三品、特進、輔國大將軍
從正三位	三品、光祿大夫、鎮守大將軍
從四位	三品、金紫光祿大夫、冠軍大將軍
正三位	四品、銀青光祿大夫、雲麾大將軍
從正四位	四品、通議大夫、威武大將軍
正四位	五品、中武大將軍
從正五位上	五品、朝議大夫、定遠將軍
正五位下	五品、朝請大夫、寧遠將軍
從五位上	五品、朝散大夫、遊騎將軍
從五位下	五品、奉議大夫、遊擊將軍
正六位上	六品、朝議郎、明威將軍
正六位下	六品、承議郎、定遠將軍
從六位上	六品、朝請郎、寧遠將軍
從六位下	六品、朝散郎、遊騎將軍
正七位上	七品、宣謫郎、遊擊將軍
正七位下	七品、通直郎、遊武校尉
從七位上	七品、朝請郎、遊擊將軍
從七位下	七品、朝散郎、遊武校尉
正八位上	八品、給事郎、遊擊將軍
正八位下	八品、宣謫郎、遊武校尉
從八位上	九品、承務郎、遊擊將軍
從八位下	九品、登仕郎、遊武校尉
少初位上	九品、文林郎、遊擊將軍
少初位下	九品、將仕郎、遊武校尉

敕授

文武天皇の朝に制められたる四十八階は上の如し、現今の制も大体は

これにもとづきたるものと見ゆ。

() のうちにしるしたるは唐名なり、其由次の條に述べ。

奏授

位によりて服色の制あると、位に伴ふ賜はりものゝとは下にいふ。

判授

諸臣	從四位下(四品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從五位上(五品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從五位下(五品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從六位上(六品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從六位下(六品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從七位上(七品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從七位下(七品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從八位上(八品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從八位下(八品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
少初位上	九品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍
少初位下	九品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍

從四位下(四品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)	從五位上(五品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從五位下(五品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從六位上(六品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從六位下(六品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從七位上(七品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從七位下(七品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從八位上(八品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)
	從八位下(八品、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、奉議大夫、通直郎、遊騎將軍、遊擊將軍)

(十六) 敷授、奏授、判授

四十八階のうち一品より四品までは親王の爲に設けらる。親王にして品位なきを無、品親王といふ。源氏物語に「むほん親王のよせなきにてはたゞよはさじなどいへるこれなり。正一位より從五位下までは諸王即ち親王以外の皇族の位、又正一位より少初位下までを普通の臣下の位とす。其中五位以上は敕命によりて授け、位記に天皇の御璽を捺さる。六位七位は只奏聞すのみ、之を奏授といふ。八位初位は太政官限りにて授け、奏聞せず、之を判授といふ。奏授判授の位記には太政官の印を捺す。四十八階のうち正一位は生存者に授けしとなく、贈位に用ゐられ、八位初位も一條帝の頃より後には多くなし。普通位に叙せらるるもの初よりして五位に至るを例とす。故に特に叙爵(ショジョク)といへば五位を意味し、或はかうぶりを給はるともいへり。

(十七) 大夫

我國の位階の名を支那風にかへて用ゐると王朝時代より往々行はれ、朝散大夫などの如きは近世も多く用ゐられて武鑑などにも記したり。四品の侍従などいへる四品も親王の位にはあらず唐名を用ゐたるなり。前條(十六)のうちに記したるもの

即ち唐名なり。古く五位以上を總稱して大夫といひしともあれど、中古より大夫は五位の異名となれり。無官の大夫敦盛は官職なくして五位の位階のみあるよし、十六夜日記に爲兼のとを大夫とかけるも然なり。さてこの位の意味の大夫はタユウと清音に呼び、官名の大膳大夫、修理大夫などはダイアと濁音に讀むを名目とす。又位のとをかながきのものには、おほきみつのからゐ(正三位)ひろきいつ、のくらゐのしもつしな(從五位下)など記して、正をオホキ、從をヒロキと訓す。或は略稱に從上の五位、正下の六位などいひしこともみゆ。階の字の意をとりて、ハシ、或はシナ(級か品かなぞいへる例もあり。平家物語卷四、還御の條に神主佐伯の景弘、加階、從上の五位藤原有綱しなあげられて從下の四品並に院の殿上をゆるさる云々

(十八) 上古の職官

前の數條に、皇室のと年中行事のとを述べたれば、次に職官のとを述べんとす。其中まづ上古即ち大化革新以前のとを記すべし。

上古の制のそれより後のと殊に異なる點は、一には外國の影響を受けたるとの甚少きとす。從て、數百年の間、前後變革せると無きにあらねど、大軸の上にてい

へば、太古の慣例を傳へて、其上に何程かの發達を見はすに至りしまでなり。なほ其さまをいはゞ、人民各其祖先の業を傳へて皇室に奉仕し、其業を家の名に負ひてありしなり。後世の如く、ことさらに官を建て、位を制し、必しも賢に任じ、能を擧ぐるを主とするにはあらざりき。且神に仕ふるも、人を治むるも、其道を同じくして、マツリゴトの一語を以てあらはし、職務とするところも、血族をも共に氏姓を以てあらはし、所謂祭政一致にして、族制々度によりたるものと見えたり。

但し、三韓征服の後歸化の人民年々に多くして、族制々度は漸々に變じ、佛教傳來してより祭政の一致をやぶり、推古の朝に十七ヶ條の憲法を布きて教化を施し、十二階の冠位を制して新に尊卑の別を立てざるを得ざるに至りしにや。

(十九) 五伴緒神

はじめ天孫の降臨し給ひしとき、天兒屋根命、天太玉命、天鉢女命、石凝姥命、玉祖命共に扈從す、之を五伴緒神といふ。兒屋根命は中臣氏の祖、太玉命は忌部氏の祖、鉢女命は猿女君の祖、石凝姥命は鏡作氏の祖、玉祖命は玉作氏の祖なり。又、天忍日命、天津久米命、弓矢を執り、八十伴雄を率ゐて警衛す。これ大伴、久米二氏の祖なり。各其

所屬の民の長として皇室に奉仕し、子孫に至りてもかはるとなく、神武天皇東遷のときにも、従ひ奉り、かの先鋒となりし道臣命は忍日命の後、即位のとき神璽を奉安せし天富命は太玉命の後、壽詞を奏せし種子命は兒屋根命の後なり。これらの諸氏、大政を補翼し奉り、其他には國造、稻置等を諸國に配置して、各其地方を治めしむ。さて古語に「オミムラシトヨミヤツカゴコノミヤツコ」といへるは、後世の群臣、百官などいふに同じくして、臣連は中臣氏の如く中央政府に屬するもの、伴造は鏡作、玉作等の如く、ある職を以て仕へ奉るもの、國造は地方官を總稱したるものとみゆ。

(二十) 臣連

オミのかばねの氏多き中に其長となれるを大臣連のかばねの長オホラムシを大連といひ、雄略天皇の朝に、平群、真鳥を大臣、大伴、室屋、物部、目を大連とせられしより、大臣大連相並びて朝政を執れり。大臣は「武内宿禰」の後たる許勢、平群、蘇我の諸氏より、大連は大伴、物部二氏のうちよりなるを例とす。蘇我、物部の戰は必竟大臣大連の權勢あら

そひにて、物部氏亡びて後は果して蘇我氏の專權とはなりしなり。

(二十一) 伴造

中臣連、忌部首は中臣部、忌部の長となりて祭祀を掌り、後の神祇伯の如し。物部連、大伴連、佐伯連は物部、大伴部、佐伯部、來目部、鞍負部、大刀佩部を率みて、海行かは水づくかばね、山ゆかば草むすかばねと、御門の守を朝夕仕へ奉りて後の衛府に同じ。今に武士のとをモノノアフといふも、物部より出でいでたるなり。山部、田部、海部、服部、鏡作、車持、玉作、水取、膳酒部、弓削部、矢作部、楯縫部、土師等記録にみゆるところ多くれど、今一々あぐる能はず。

(二十二) 史部

史部は文事を掌りしものかの應神天皇の朝歸化せし阿直岐の子孫は阿直岐、史、王仁の子孫は河内に住して西文首といひ、阿知使主の後は大和に住して東文直といひ、世を奕ね、業を繼きて史官となり博士となれり、妹子の隋に使せしときの留學に倭漢直福因、奈羅譯語惠明、高向漢人玄理などある。福因は東文直の族か、譯語もかばねに通譯を掌るもの、漢人もかばねにて、支那の歸化人たるをあらはしだるものとす。史部のとは文學に關係多き故にこゝに擧げたり。

(二十三) 國造

神武天皇の二年群臣の功を賞して珍彥を大和國造とし弟磯城を磯城縣主など定められしのち、歷朝國造、縣主、稻置、村主等を漸次増置して、各地方を管せしむ。國造は國造本記によるに雄略の朝に至るまでに定められしと百四十四に及ぶ。國造は縣主を管し、縣主は稻置を支配せしるべけれど、其詳なるとは、今にては知りがたし。出雲、尾張、紀伊、隱岐等は國造の子孫今に存せり。其他にもなほあるべきか。

(二十四) 中古の職官

孝德天皇の大化元年に新制を布きて、舊慣を改めらる。其職官に關するとの要點は左の二ヶ條にあるものゝ如し。

一 支那の制度に酌して官位を設く

これらとの兆は、既に推古天皇の朝に見はれたれども、發表せられしは、このときにして、其確定せしは、なほ五十餘年の後大寶令發布のときにある。而して其後は、

「日月とともに長く、天地と共に遠く改むまじき常の典」として、殆一千二百年の間遵行せられ、明治維新の後、大に改革せられたれども、なほ大化改新のかもかけを存するもの少からず。されば、令の制をよく解釋すれば、其他はそれに基きて會得するを得ん。

さて次々に述ぶるところは、令の制を中心として、それより以前其以外に制定せられたしもの、令の制の次第にやぶれしとより、鎌倉以後將軍家等のとにも及ぶべし。

(二十五) 八省百官

孝德天皇の大化元年に左大臣、右大臣、内臣、博士等をおかれ、五年二月に至りて八省百官をおかれし由、國史に見ゆれど、其八省の名稱を擧げず、國史に散見するところによれば、右の他に、太政大臣、大納言、中納言、御史大夫(大納言に似たり)、法官大輔(式部大輔)、學職頭(大學頭)理官(治部省)、民官(民部省)、兵政官(兵部省)、刑宣(刑部省)、宮内大夫(宮内卿)などあり、これによるに「八省百官」とは後の稱によして記しゝにて、其當時は後に省といひしものを官とよびしとみゆれど、詳なる事は今にては知りがたし。

令に至りて神祇、太政の二官、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省に定めら

る、天平寶字二年に乾政官、信部省、文部省、禮部省、仁部省、武部省、義部省、節部省、智部省、と改名せられしとありしかど、程なく舊稱にかへされたり。さてこの省の字を、シヤウと吳音によび來れるに、稀に大藏セイ、宮内セイといふとを聞くはいとをかし。

(二十六) 大寶令の官制

大寶令の中に規定せられたる官制の重なるもの、大体次の如し。

京官	八省	神祇官
太政官	中務省	縫殿寮、陰陽寮、畫工司、內藥司、內禮寮
	式部省	縫殿寮、陰陽寮、畫工司、內藥司、內禮寮
	治部省	縫殿寮、陰陽寮、畫工司、內藥司、內禮寮
	民部省	縫殿寮、陰陽寮、畫工司、內藥司、內禮寮
	兵部省	縫殿寮、陰陽寮、畫工司、內藥司、內禮寮
	刑部省	縫殿寮、陰陽寮、畫工司、內藥司、內禮寮
大藏省	大藏省	縫殿寮、陰陽寮、畫工司、內藥司、內禮寮
宮内省	宮内省	縫殿寮、陰陽寮、畫工司、內藥司、內禮寮

外官	府衛五 彈正臺 衛門府
	左右衛士府
	左右兵衛府
	左右馬寮
	春宮坊 舍人監、主膳監、主藏監、主殿監、主書署
	左右京職 東西市司
攝津職	左右兵庫寮、內兵庫司
太宰府	主醫署、主工署、主兵署、主馬署
國司	國司一郡司、軍團
國司	國司一郡司、軍團

この他に後宮家令等のとあれど、そは下に別にあぐべし。

(二十七) 令内、令外

大寶令のうちに職員令、後宮職員令、東宮職員令、家令職員令の四篇ありして、職官の名稱、職務、定員、管轄等のとを規定せらるゝ之を令内の官といふ。

其後に至りて設けられたる、檢非違使、勘解由使、近衛府、齋宮寮、修理職、鑄錢司、施藥院

使、藏人所、陸奥、出羽按察使、鎮守府、秋田城、征夷大將軍、參議、中納言等を令外の官と稱す。其中、中納言の如きは、令前にも見えたれど、令の中には載せざるが故に、なほ令外の一とす。

(二十八) 官、省、臺、職、坊、寮、司、監、署、府、使

國字改良論者の主意には反すべれと役所の名に、かく種々の字を用ゐて、それにて階級と性質とをあらはしたるものとみゆ。官を最高とし、省之につき、官省以外にて一種の權力あるを臺とし、職寮司は省より下れるもの、坊監署は東宮に屬し、府は武官の役所、使は臨時の性質のものなどの類なり。かくの如く、字の形を種々に書きわかつ爲には、當時の法典纂訓委員は大に苦心せしものとみゆ。而して訓は同じ場合多し。

(二十九) 長官、次官、判官、主典、雜任、雜色

令の制、何れの役所も、長官、次官、判官、主典の四階級を建つるを通則とす。之を音にて「チャクワーン云々」ともよび又「カミ、スケ、ジョウ、サクワン」とよみ、總稱して四部官といふ。この四部官も役所によりて文字を書きわかつもの多し。カミは、上の意、スケは上の助

勘檢家郡國太鎮兵近署臺司察職	太政官	神祇官	長官
解非由違使使司司府府門	衛衛	太伯政大官官	次官
長別令大守帥將督大首尹正頭大卿右左太伯政大官官	大中納言		
官當領軍將夫	弼助亮輔	副	判官
次佐扶少介貳副佐中將少將	將軍	大中納言	
官領	判尉從主掾監軍尉將佑忠佑允進丞少辨佑納言官	主典	主典
官政監監	主志書主目典軍志將令疏令屬屬錄外史史記	主典	
典吏帳曹	曹史史記	主典	

但し二三の取りのけあり別にしるす

となる意、ショウはもと
丞の字の音よりいで
一般に掾、允、尉等も
ショウといふとなり、
サクワーンともと主典
に佐官の字を用ゐし
より一般に訓すると
になりしなり。
長官は政務を惣轄し、
次官之を助け判官は
尋常の事務を知り、文
案に審署し、替失を勘
定、宿直を知る。主典
は勘造し、稽失を検出

し、公文を讀むとを掌る。四部官より下史生、使部の類を雜任^{ザブヨン}、諸司に屬する人民を
雜色又品部^{ザブシキ}といふ。

(三十) 被管、被攝

圖書寮は中務省の管轄を受け、大學寮は式部省に管轄せらる。かくの如き類を「中
務省の被管」の圖書寮、「大學寮は式部省の被管」といふ。この被管はいづれも四部官
によりて成立せるものなり。然るに稀には四部官以外の役人あるものあり。中
務省は卿、輔、丞、錄井に被管たる中官職、圖書寮等の他に、侍從、内舍人、内記、監物等の役
人ありて附属せり。この類を被攝といふ。陰陽寮の曆博士、天文博士、大學寮の文
章博士、音博士、刑部省の判事、大藏省の主鑰、典藥寮の侍醫の類も然なり。

(三十一) 官位相當

位に貴賤あり、官に高下あり、階貴ければ、職も高く、位賤ければ、任も下る、故に大寶令
のうち官位令の篇に於て、官位相當の制を示せり。太政大臣は正一位か從一位、左
右の大臣は正二位もしくは從二位、大納言は正三位、太宰帥は從三位を相當とせる
類なり。なほ下に詳にす。

(三十二) 兼行、守

官位相當のと署名をなす場合に最關係あり。相當のときは官を上に位を下に書き、相當せざれば之に反す。且位貴くして官賤しきには行の字を書き、官貴くして位賤しきには守の字を書く。もし兼官あるときは兼の字を加ふ。これらの方を位署書とて其式甚わづらはしき事なり、其一例をあぐれば

太宰少貳從五位下小野朝臣篤(是は相當にて、官上に位下になり)

正四位下行左京大夫兼文章博士菅原朝臣清公(左京大夫の相當は正五位下)

正三位守右大臣兼行左近衛大將清原真人夏野(右大臣の相當は、正從二位、大將の相當は、從三位)

(三十三) 敕任、奏任、判任、判補

諸司の階級によりて其輔任の手續をも異にし、敕任、奏任、判任、判補の別あり。三公、大納言、左右の大辨、八省の卿、近衛の大將、衛府の督、彈正尹、太宰帥、皇太子傅等は敕任にして、其以外、主典以上并に郡領、軍毅は奏任、主政、主帳家令、内舍人は判任、舍人、史、生、使部、帳内資人等は判補とす。敕任のうちには、今の親任をふくみ、判補は今の雇の如し。判任は太政官より、判補は式部省にて命ず。官に任ずるとを除目といふ。

司召の除目、縣召の除目の如し、

(三十四) 京官、外官

京にある諸官を京官といひ、其他を外官といふ。京官は中央政府、外官は地方官なり。京職は京都にあれども、性質上なほ外官なり。外の字、令の制にては地方の意に用ゐたると多し。外國コクなども然なり。

(三十五) 武官、文官

近衛府、兵衛府、軍團等の兵器を執るものを武官とし、其他を文官とす。但し、中務省は文官なれども帶劔す。太宰府、三關のある國の國司(美濃、近江、越前)、内舍人文官にてし帶劔す。大臣等には別に勅命ありて帶劔するものも亦特例なり。

(三十六) 権官、員外官

權大納言、權頭等は定員の外にして事務にあづからざるを普通とす。古くは員外官といひ後世權官といふ。徳川時代公武ともに權官多きは事務なき故とみえた。平家物語卷三、大臣流罪の條、師長公のとを仁安元年十月に前の中納言より權大納言に上り給ふ折ふし、大納言のあかざりければ數の外にぞ加へられけるとあり。

(三十七) 長上官番上官 ナロウサウケンバンシャバンクワシ

主典已上の諸官、被接官等官位の相當なるものは長上官とて、毎日出勤す。長の字は長日の意にて毎日のとなり。長講堂の長も毎日經文を講ずるよしなり。其他に身分の下れるものに番上宜とて、組を分ちて、各組にてかたみがはりに勤む。番は組を定むるよしなり。この長上分番のとは進級に關係すると多し。徳川時代になりて吉田(ト部)家のとを神祇長上と記したるは別のとなり。平家物語紅葉の事の條に上日ものとあるも番上官の當番のものなり。

(三十八) 職事官散官 ショウジカンサンゴン

諸官吏の官にありて職務を掌れるものを職事官といふ。位のみありて官なきを散官又は散位といふ。古はまづ位に叙して後に官に任せしかば、散位は多かりしにや、散位寮といふをも令におかれたり。三位はサンミと訓み、散位はサンイと訓むを名目とし。其混雜をふせぐ。散の字は散木などいふ熟字もありて用のなきよしなり。

(三十九) 唐名 カランメイ

位をも唐名にていひ、官も唐名を用ゐるとあり。私の場合には正しき名よりも唐

名の方の廣く用ゐられしあり。稀には公の文書にさへ記したると無きにあらず。太政大臣を相國、中納言を黄門、參議を宰相、關白を博陸、中務を中書、内大臣を内府といふ類これなり。清盛を入道相國、徳川光圀卿を水戸黄門、三善清行を善宰相、兼明親王を前中書王、具平親王を後中書王、平重盛を小松内府といふ類、みな唐名にてよびたるなり。拾芥抄、職原抄等に詳なり。

(四十) 遙任贈官

其身は京都に在りて、地方官に任せらるゝを遙任といふ。事務は下僚をして取扱はしめ、自身は俸祿を得るのみ。令義解の撰者の中に南淵永貞は參議と刑部卿と信濃守を兼ね、藤原常嗣は參議と右太辨と下野守とを兼ぬ、これも遙任なり。死後に官を賜はるを贈官といふ、養老四年十月藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政事官舍人親王にも太政大臣を贈らる。菅公も太政大臣を贈らる。

(四十一) 神祇官 シンキカン 太常寺 タクヨウジ

伯ハ從四位下
太常卿タケイ
少セ副ハイ從五位下
權クン從六位上
大副ダイハイ祐ヨウ從六位上
大祐ダイヨウ從八位下
神部カンバト部トバ

少セ副ハイ從六位下
權クン從八位上
小史セイサクジン從八位上
使部シブ直タツ丁ヂ

神祇官は、神祇、祭祀、神祇に屬する人民等のとを掌る。この官を諸官の首にあから
るるは我國の風儀、神祇を重ずる故なり。中古以來花山院の皇子清仁親王の後累
代伯に任せらる。伯に任せざる已前にはたとへば源顯廣と姓を稱へ、伯に任せら
るれば顯廣王と稱へて皇族の分限となる。之を王氏に復すといふ。王は皇族の
尊稱にて、氏にはあらねど、この場合にのみは王氏と稱ふる例なり。全く取りのけ
のととす。其家を白川又は伯家といふ。大副以下は、大中臣、齋部、ト部三姓の人の
任せらるゝ例にて、其中にも大副は祭主の兼任とせると多し。大中臣は即ち藤波
といふ家にて、百人一首に大中臣能宣とあるなどそれなり。ト部は京都の吉田に
居りて、世に吉田ト部といふ。かの徒然草の著者兼好法師もその一族なり。ト部は京都の
時代に及びて大に勢力を神祇長上管領など稱へて名高き家なり。日本紀などの
古書も多くはこの家に傳へたるが世に廣まりしものなり。

(四十二) 摄關

攝政、關白、内覽ナフ、殿テン下カ、一人イチヒト、一所イチソウ、執柄イチボウ、執政、

攝錄セロク、博陸ハツル、輔佐ヒュウゾウ、太閤タガ、禪閻

天皇幼くましませば、攝政をあかる御元服ののちに攝政を辭す、之を復辟フヘイといふ。其
後更に、關白を命ぜらる、又稀には攝政關白たらずして、太政官の文書を内覽すべき
よしの勅命のみを奉るとあり、攝政、關白、内覽、其名は異にして其實は同じ、故に同時
に並びてあかるゝとなし、但し、藤原忠通關白たりしき、弟賴長の内覽たりしは非
常の例のみ、攝關は三公内大臣たるもの、もしくは、たりしものを以て補せらる、攝關
たるものは、一座の宣旨を蒙りて、本官は内大臣にても太政大臣の上に座す、故に、一
の人、一の所など稱す、攝關の尊稱を殿テン下カといふ、大鏡に道長のとを入道殿テン下カ、秀吉の
消息文にて、んかとあるなどこれなり、關白の字、漢の博陸侯霍光の故事に出づ、故に、一
名を博陸といふ、關白を子に譲りたる人の尊稱を太閤といふ、豊臣太閤秀吉など
も其の一例なり、太閤たる人の出家したるを禪閻と云ふ一條禪閻兼貞公などの如
し。

古く神功皇后、聖德太子、中大兄皇子等の攝政は、後の攝政とは其趣を異にす、清和天

皇九歳にて御即位ののち外祖太政大臣藤原良房攝政たり、これを人臣の攝政たる始とす、次に陽成天皇の朝其子基經、右大臣にして攝政す、光孝天皇の元慶八年六月五日詔して基經をして萬政を頒行せしむ、この時關白の字は無けれども、事實はあり、宇多天皇仁和三年十一月廿一日の詔にて万機巨細となく太政大臣に關白すと、太政大臣は其時の基經の官なり、關白の字このときに見ゆ、これよりのち、朱雀天皇の始基經の子忠平攝政となり、元慶四年十一月晦、復辟して關白となりしより永く先例となりて、藤原氏の嫡宗多くは(至尊の外祖たるもの)攝關となるを例とし、政權藤原氏に歸す、鎌倉時代より、其嫡宗は近衛、九條、二條、一條、鷹司の五家となり、交々攝關に上る故に之を五攝家といふ、藤原氏にあらずして、關白となりしは古今只秀吉、秀次父子のみ、藤原氏の攝關たるものは、氏長者となりて同族を支配し、且渡庄と號して世襲の庄園を領す、故にかの藤原氏時代に攝關たるとを争ひしは一には名譽の爲一には利益の爲なり、忠通・頼長の争にも忠通の領せし宅地庄園を奪ひしとみゆ。

(四十三) 大政官 尚書省

太政官の政務を總統するところにて、至尊の詔勅も太政官をして發布せしめ、諸司の奏聞も太政官を経て上る、今の内閣に同じく、唐の尚書省に似たり、令の制度のもととなりたる唐にては、尙書門下、中書の三省を鼎立せしめしに、我令にては太政官中務省の二つとし、門下省の政務は之を官と省に分属せしめて權衡を保つとせり、即ちかの制を取り斟酌して宜しきを得たるもの、一とす。

太政官にかかるゝ諸官は凡次の如し、而して古くは少納言局、左辨官局、右辨官局



三局に分れて事務を執りしに、後には局務、官務の二局となれり。

(四十四) 二公 三公 三槐

太政大臣一品、正従一位、ソクヤツガクワン 大相國、相國、大師、關之官 左大臣二品、正従二位、イチノ上 右大臣二品、正従二位、大保 右府、右丞相以上三公

内大臣イナザイシン 令外イナザイジン

准大臣サンドウザイシン 儀同三司

大臣イナザイ 相府、蓮府、槐門

セトド、おほいとの

太政大臣は一人天子に師範として、四海に儀形たり、其人無ければ則ち關くと見え
たれば、則闕官ともいひ、有徳の人を任ずるを本旨とし、職掌なし、されば太政官の政
務を統ぶるは左大官の任なり、故に一ノ上とはいふなり、右大臣以上を總稱して三
公といふ。太政大臣なきときは内大臣を加へて三公とす、百人一首に儀同三司の母
どあるは藤原道隆の室、伊周ヨウカの母にて、伊周准大臣たりしが故なり、儀三司(三公)に同
じといふとなり、太政大臣のとを假名の文にはオホキオトマ、左右大臣を左ノオト
マ、右ノオトマ、内大臣をカズノホカノオトド、カケナビクホシ、大臣のとをホシノク
ラボ、オホイマウチキミなどもいへり、太政大臣は多くは贈官のみなりしに、藤原良
房以後、存生の間にも任せらるゝ例となれり、太政大臣には昭宣公などの如く、謚淡
海公などの追封を給ふとなり。

(四十五) 大納言、中納言、參議

大納言四品、正三位、權 中納言從三位、權、令外 參議令外、三位、四位

少納言從五位下 大外記正六位上 少外記正七位上

大納言とは、至尊に事を奏聞するよしの名にて、即ち、敷奏、宣旨、侍從、獻替等のとをつか
さどる、參議はもと、天平三年におかれしに、一時廢せられ五畿七道に觀察使を一人
づゝあかれ更にそれを廢して參議とせらる、左右の大辨、近衛の中將、藏人頭などよ
り任ず、八人ある故に八座といふ。徳川光圀卿を黃門とよぶは權中納言たりし故な
り、參議以上を見任の公卿といふ。

(四十六) 少納言、外記

少納言從五位下 大外記正六位上 少外記正七位上 (局務)

少納言は重き任にて必ず侍從を兼ねて、小事を宣奏し、御璽、官印等のとを掌る、外記
は内記に對する稱にて詔書、奏文を勘へ、公文を読み申すとをつかさどり、恒例臨時
の公事にあづかる、近世外記のとを、局務と稱ふ。清原(舟橋)、中原(押小路)二氏のもの世
々任せらるゝ例にて、其事務を執るところを外記局又外記のマードコロ といひ其別室に
結政所一に、カタナシといふあり。

(四十七) 辨官ノロシ握蘭省、蘭臺之職 八史

左右大辨ノホトモ從四位上 尚書左右大丞
左右大史ノホトモ正六位上 尚書左右都事

左右中辨セツシキ正五位上 尚書左右中丞
左右少史セツシキ正七位上 尚書主事

左右少辨セツシキ正六位上 尚書左右少丞

辨官は八省、諸國司に關するとを掌りて、其職重く、文才ある人を以て任せらるゝ故に朗詠にも「尚書者亦天下之望也、庸才不可以攀臺閣之目」といへるも、辨官のとをいへるなり、其役所を辨官曹司といふ、左右大辨以下各一人に別に權官一人もしくは二人ありて、七辨、八辨の稱あり、大辨を訓してオホトモヒといふ。

左右大史以下二人づゝ都て八人ある故に、八史ともいふ、太政官の文書を悉く知りて樞要の職なり、一條帝の朝に小櫻宿禰奉親チツキノス一史即ち左大史となりてより後、子孫其職を世襲して、右大史をも兼ね、もと左右二局のとは一局にて取扱ふとなれり、奉親の子孫壬生ミブと稱し、宿禰のかばねより轉じて俗に禰家ミカといふ、以上三局もしくは二局の役人を總稱して官のつかさ又はしやうくわん政官、上官といふ。

巡察使スケンザシは事あるをり臨時に人を選びておかるゝ職なり以上太政官

(四十八) 中務省ナカノカシヤウ中書省

鳳閣

卿キヤウ四品、正四位上 中書令 大輔ダイブ輔セツ少輔、大丞、少丞、大錄、少錄ヒサシ直丁、史生、耆掌、使部

中務省の中には宮中の意味にて、宮中のとの重なるとは、皆こゝにて取扱ふなり、故に八省の中にも特に待遇をよくし、且文官なれども帶劔す、卿は多くは親王の任にて兼明親王を前、中書王、具平親王を後、中書王と申すも、中務卿に任せられたる故なり、今の宮内省は古の中務省と宮内省を併せたるものなり。

(四十九) 侍從

侍從シテツ從五位下八人 拾遺シテツ補闕

次侍從シツシテツ九十二人 非侍從ヒツシテツ擬侍從ギツシテツ出居侍從

侍從は常に至尊に奉仕するもの八人のうち三人は少納言より兼任す、次侍從は四位五位の年功あるもの等を補す、所謂殿上人これなり、非侍從は侍從に至らずして節會に參列するもの、擬侍從は即位等の儀式に列するもの、出居侍從は出居の座といふを儀式の時設けられて其座につくもの、非侍從以下は臨時のとなり、藤原定家侍從たりし故に其家集を拾遺、愚草といふ、其歌に「こす浪の遣りをひろふ濱の名の十とてのちも三とせ過しつ」ともよめり。

(五十) 内舍人

有職故實 (四十七) 辨官 (四十八) 中務省 (四十九) 侍從 (五十) 内舍人

内舍人アシテラ 九十人
通事舍人トシシテラ

古くは禁中のとを見習ふ爲に然るべき貴き人の子弟もなりたるものにて、劔を帶して宿衛供奉などを勤め、攝關には、内舍人を隨身として賜ふとあり、近頃の護衛巡査の類ともいふべきか。藤内、平内、源内などいふ通稱の内はこの内舍人をつとめたるよしなり。

(五十一) 内記

大内記タケイ 正六位上 桂下ケイシヤ 内史ナガイシ 桂史ケイシ

中内記チヨウネイ 正七位上 少内記ショウネイ 正八位上

文筆に堪へたる人を任せられ、詔勅の文を作り、禁中の記録のとを掌る。中内記は後世廢せらる。

(五十二) 監物主鈴典鑰

大監物タケンモノ 從五位下 中監物チヨウモン 從六位上 少監物ショウモン 正六位下 史生

監物はオロシモノ、ツカとも稱ふ。内藏寮等官物出納の監察等を掌る。大主鈴少主鈴は驛鈴の出納を掌り、大典鑰、少典鑰は、鑰を掌る。(以上中務省の被接官)

(五十三) 中宮職

中宮職チヨウゴン 略して單にしきといふ

大進タケン 少進ショウテン 大屬タケン 少屬ショウモン 舎人ヤシナ 四百人

太皇大后宮、皇太后宮職、皇后宮職、太皇太后宮以下を三宮といふ
中宮は令の制にては三宮に通ずる稱なりしに一條帝以後皇后、中宮の別、起りて四宮の名も起れり。四宮各大夫以下の役をあかる。大夫の字ダイアとよむよしは既に上にいへり。太皇大后宮大夫、皇太后宮大夫を、大宮の大夫、中宮大夫、皇后宮大夫を宮の大夫ともいふなり。

(五十四) 右大舍人寮

頭カミ 從五位上 助アシタ 権クニヤ 大允タケン 少允ショウタケン 大屬タケン 少屬ショウモン 大舍人タケン 八百人ハチヒジン 使シキ 部ブ

六位以下八位以上のものゝ嫡子年廿一以上にて、未仕へざるものゝうち儀容の端正なるものを選びて大舍人とし、禁中の宿衛供奉のとをつかさどらしむ。

(五十五) 圖書寮

頭カミ 檻カニ 從五位下 助アシタ 権クニヤ 大允タケン 少允ショウタケン 大屬タケン 少屬ショウモン 藏部ザンブ 價長カイジョウ 典雇デンヨウ 百濟手部ハルギシブ

經籍、佛書、佛像、修史等を掌る。

(五十六) 内藏寮

頭カミ 檻カニ 從五位下 助アシタ 権クニヤ 内府局ナヒヅキヨウ

〔五十一〕内記(五十二)監物主鈴典鑰(五十三)中宮職(五十五)大舍人寮
〔五十五〕圖書寮(五十六)内藏寮

内藏の名は大藏に對し、其起源上古にあり寶器、外國の貢獻、御服等のとを掌る。百敷のくらのつかさのふり賣にわれ劣らじとつどふうなひ子、衣笠内大臣この歌は、拂下ものゝとを詠せしにや、後世御服のとは山科、高倉二家にて奉仕するとなれり、所謂衣紋の家なり、妻室のいやしき人は、この頭に任せずといふは、御服のとに關する故なるべし。

(五十七) 縫殿寮ゼンデンラウ 尚衣局

頭カミ 從五位下 助權アシモン 允、大屬、少屬サムライ 直丁部

女王並に女官のと、衣服裁縫のと等を掌る。

(五十八) 陰陽寮ヨウヨウラウ

頭 從五位下 助權アシモン 允、大屬、少屬サムライ 直丁部

(被攝) 陰陽師ヨウヨウジ 陰陽博士ヨウヨウボクシ 曆博士ヨウボクシ 天文博士テンモンボクシ 漏刻博士ルカクボクシ

後世、陰陽、天文のとは安倍氏アメニシキ（土御門）曆は賀茂氏カモシキ（幸徳）井世職となれり。

(五十九) 内匠寮ウチハララウ (令外)

頭 從五位上 助權アシモン 大允、少允 大屬、少屬サムライ

令制定の後、神龜五年七月廿七日における、諸の細工ものなどのとを掌り、或時代には漆器、繪畫のとにも預りたれど、後には繪所、作物所などに其職はうつりて、内匠寮は障子の破損をつくらふとなどを掌りしよし順徳天皇の御記にみゆ、徳川時代には行事官といふにて掌りしものゝ如し、今に斐陀國ヒタガは庸調を免して里ごとに匠丁ハラフジ十人づゝ徵發せらるゝと見ゆ、即ち飛彈匠なり、されば飛彈匠とあるは一人の名にはあらず。

(六十) 式部省ウジブノウ (のりのつかさ)

卿 正四位下 大輔オオヌイ 少輔コトヌイ 大丞、少丞、大錄オオリ 少錄コトリ 史生シジン、省掌シヨウザン

文官の名籍、進退、學校のとを總べて掌る、醍醐天皇の皇子重明親王の御記を李部王記といふは式部卿に任じ給ひし故にて李は吏の借字なり。

(六十一) 大學寮ダクセラウ 國子監

頭 從五位上 助權アシモン 大允、大允 大錄、少錄

(被攝) 博士、助教、音博士、書博士、算博士

大學寮は、眞に官吏養成の目的にて設けしものにて、頭以下は事務官、博士等の被攝

官は教官なり、博士と今いふは學位。なれど、昔の博士は今のお教授といふと同意の語なり、後には文章博士などをもあかれたり、學生の定員は四百人算生は三十人とす五位以上の子孫并に東西の史部のものより採るを例とし、東修には布一端と酒食とを差出し、卒業試験ともいふべき節には問題十につき八以上を得ざれば、登用せらるゝとを得ざるなり、よほど、カラキ點の採りかたなり、このカラキ點にて卒業したるものを秀才いふ、昔秀才といふもこれよりいつ、秀才の上々の及第は正八位上、上中は正八位下に叙せられ、其後に官に任せらるゝものとす。

(六十二) 散位寮

これは、位のみにて、官なき人の名籍を掌るものなれど、寛平七年に式部省に其事務をうつして、寮は廢せられたり。

(六十三) 治部省

禮部
をさむるつかさ

卿正四位下

大輔權

少輔權

大丞

少丞、大錄史生、省掌

直丁

(接攝) 大解部、少解部

治部省は、家すぢに關すると、即ち五位以上の繼嗣、婚姻、喪葬等のと、外國人のと、并に

(已上式部の被管)

祥瑞のと等を掌る解部は家すぢに關する訴訟を判決する役なり。

(六十四) 雅樂寮

大樂
うたれう

頭從五位上

助權

大允、少允、大屬、少屬

(被攝) 歌師、歌女師、舞師、笛師、唐樂師、高麗樂師、

百濟樂師、新羅樂師、伎樂師、腰鼓師

音樂に關すると、其教育をも掌れり、我國の音樂のみならず諸外國の樂をも教へさせしものなり、歌女一百人、舞生一百人、唐樂生三十人などの生徒もあかる、後世に至りてこれらと多くすたれたれども、なほ今に古代の面かげを存したると多し。

(六十五) 玄蕃寮

鴻臚寺
ほうしまらひとのつかさ

「ほうしは僧尼のと、まらひと（客人）は外國より來朝の人のとにて、即ち僧尼と外國人とのとをつかさどる役所なり、今の外務省と宗務局とを合せたるが如し、僧も尼もと佛教と共に外國より入り來れるものなればこゝにてとりあつかひしものなり、故に出家の免狀ともいふべき度牒はこゝにて與ふるなり、京都の東寺はもと東鴻臚館の地にて、それを弘仁年中空海に賜はりて寺となしたるなり、それに對する西鴻

臚館もありて、同時に守敏に賜はりて西寺となしたれど、今はあとかたもなきにや。

(六十六) 諸陵司 裹儀司

(已上治部省被管)

諸陵寮みさゝきのつかさといふ野見宿禰の後の土師氏はこの役所に長く管せられて凶事にあづかりしなり、然るに延暦十六年に特に敕して之を止めらる。

(六十七) 民部省

戸部
たみのつかさ

卿正四位下

大輔

少輔

大丞

少丞

大錄

少錄

史生、省掌
使部、直丁

この省は、人民の戸籍、賤民のと、田のと、橋道、山川等のと、所謂民政を掌るところにして、孝子義僕などのとを旌表するとも、この省に屬す、折たくしばの記のはしめの方に戸部と見えたるも土屋民部のとを唐名にて戸部とかきたるなり、又戸部尙書と記せるは民部卿になりたる人のとなり。

(六十八) 主計寮 かずのつかさちから 主稅寮 ちからのつかさ

ともに民部省の被管にて、主計は調庸等のと、國用を支度するとを掌り、主稅は田租のと、倉廩のと等を掌る、加藤、主計頭などもこれよりいてし詞なり、主稅をちからといふと、ちからは勞力の意より租稅の意にうつりたるなり、田租をたちからともい

へり、二寮ともに被攝に算師あり。

(六十九) 兵部省

兵部
つはもの、つかさ

卿正四位下

大輔

少輔

大丞

少丞

大錄

少錄

武官のと、軍事のとをつかさどる被管に、兵馬司、造兵司、鼓吹司、主船司、主鷹司ありしが、後いづれも廢せられてもと衛門府の被管たりし隼人司のつかさをこゝに屬せらる、隼人の故事はかの神代紀にみえて、誰も知るとなればいはず、後世までも其風ありて、延喜の隼人式に今來隼人とて、かの地より京都へ近頃來りしものが吠ゆる聲を演習するさまを載せて、左發本聲、右發末聲、惣大聲十遍、小聲一遍、訖、一人更發細聲二遍など見ゆ、ワンタンなど吠えしにや、其こそぞ聞かまほしけれ。

(七十) 刑部省

刑部
うたへたゞつかさ

卿正四位下

大輔

少輔

大丞

少丞

大錄

少錄

史生、省掌
使部、直丁

(被攝) 大判事、中判事、少判事、大屬、少屬、大解部、中解部、少解部、

今の司法省と大審院を合併せるが如きものにて、卿も判決の權を有す、解部は争訟を問窮するものにて、今のが豫審の如く、判事は接覆し断定す、勿論民事刑事ともに關

係す、されば債負のとも掌るよしにいへり、被管に贓贖司、囚獄司ありしが、後には廢れて、これらとのと、檢非違使にうつれり、北畠親房公の抄に、囚獄司は近代必しも任せずといへるにて大体を知るべし。

(七十一) 大藏省

大府事
おほくらのつかさ

卿正四位下 大輔權 少輔權 大丞、少丞、大錄、少錄、史生、省掌
使部、直丁

(被攝) 大主鑰、少主鑰、藏部、價長、典履、百濟手部、曲革、猶部、調及び金銀等の出納、度量、權衡、賣買等のとをつかさどる、雄略帝の朝に大藏と内藏とを分たれしとなども見えて、令前よりふるく傳はるところに基きておかれたる役所の一なり、出納のとにはかの中務省の被攝たる監物もたちあふなり。

(七十二) 宮内省

工部
みやのうちのつかさ

卿正四位下 大輔權 少輔權 大丞、少丞、大錄、少錄、史生、省掌
使部、直丁

宮内省は、今のと、其名は同じくして、其實大にことなれると、中務省の條にいへるが

如し、今に宮内卿は諸國の調雜物を出納し、春米官田(御料地)及び御食産を奏宣し、諸方の口味のとを掌るとみえたるにて知るべし。

(七十三) 大膳職

大官署、光祿寺
かしはでのつかさ

大膳職にて掌る膳差は儀式の節等に臣下に賜はるものなり、内膳の條とあはせ考ふべし、其他佛會の供養料、親王以下の月料、諸臣の百度料などいふものもこの職より支出せらるゝなり。

(七十四) 木工寮

匠作
こだくみのつかさ

造營、採材等のとをつのさどる、紀貫之などもこの頭になりしとありし山。

(七十五) 大炊寮

大食署
カクサ

春米、雜穀を諸司に分給すると、諸司の食料のと等を司る。

(七十六) 主殿寮

尚舍局
とのもりのつかさ

供御の輿車、殿庭の洒掃、炭燎等のとを掌る、とのもりのとものみやつこ心あらばこの春ばかり朝ぎよめすななど歌によめるこの寮のとなり、とのもりを畧して、との

もといふ。

(七十七) 典藥寮 大醫署

この寮の被攝に醫博士、女醫博士、針博士、侍醫等あり、これらの官後世は和氣清麿の子孫、丹波康頼の子孫の世襲のすがたとなりたり、和氣氏は苗字を半井、丹波は小森と稱す。

八二

(七十八) 内膳司 尚食局

奉膳(二人) 典膳(次官) 令史 膳部

令の制のはじめより、高膳、安曇二氏のものゝ任せらるゝを例とす、もし他氏にて任せらるれば奉膳と云はずして正といふ。後には正と奉膳と一人づゝありて、ともに二氏のものゝ任せらるゝとなり、内膳の長官たるもの志摩守を兼ねるを例とす、志摩は海產物に富みたる地なれば、供御の膳を調進するに、たよりよろしからしめん爲なり、令の制官位を世襲するとを停められたるが如くなれど、往々とりのけの場合あるとかくの如し、この他宮内省の被管に正親司、造酒司、鍛冶司、官奴司等あれど、今はこゝに省きてのせず。

(已上宮内省被管)

八三

心は心として事たらず、講義に筆とりてより、障りがちにてはかゆかず、且は依託者の求に應ずる能はざりしをはぢ、且購讀諸君の望にかなはざりしを謝す、且は先頃より出版部の催促やかましきに恐れ入り、閉口頓首して一まづこゝに筆を投ぐ。

明治三十五年六月廿九日午後

奚疑堂 主人

有職故實終

有職故實 (七十七) 典藥寮 (七十八) 内膳司

八三

古 誌 記 寶

正義真言 二十二卷

開會三十五年六月廿五日午始

撰錄堂主

其後竟日未有過者惟天象間日聲音子一毫之微
誠為一奇也

必有心存中大者而能得此者豈不以神明之氣

庚午夏五月二

62

385

終

